

# LIBRA 2015年 11月号

〈特集〉

## いまさら聞けない 東弁会費のA to Z

〈インタビュー〉

俳優・歌舞伎役者 香川照之さん



# LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS  
2015年11月号

## 特集

### 02 いまさら聞けない 東弁会費のA to Z

- 会費Q&A
- 座談会「会費」の問題点と今後の展望

## インタビュー

### 24 俳優・歌舞伎役者 香川照之さん

## 連載等

### 32 理事者室から

### 34 常議員会報告(2015年度 第6回)

### 37 今, 憲法問題を語る 第52回 違憲の安全保障法制成立 堀井 準

### 38 もっと知ろうよ! オキナワ! 第3回 辺野古の埋立承認の取消・撤回をめぐる問題について ~新基地建設計画の阻止にむけた手法と問題点の検討~ 神谷延治

### 40 近時の労働判例 第35回 最高裁第二小法廷平成27年6月8日判決(学校法人専修大学事件) 中村 新

### 42 東弁往来 第42回 弁護士法人きぼう支所 柏崎きぼう法律事務所 長田悠希

### 44 わたしの修習時代: 激動後期の修習 26期 園尾隆司

### 45 67期リレーエッセイ: 会社員から弁護士になって 古賀 聡

### 46 お薦めの一冊: 『沈みゆく大国アメリカ <逃げ切れ! 日本の医療>』 佐藤光子

### 47 会長声明

### 47 「東京弁護士会ゴルフ倶楽部」のご案内

### 48 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内

### 56 インフォメーション

いまさら聞けない

## 東弁会費の

## A to Z

私たちが毎月支払っている会費がこういった目的でどのように使われているのかよく分からないという方は多いのではないのでしょうか。今回の特集では、そんな皆さんの疑問に答えるべく、前半は会費全般について若手の会員にも分かりやすいように基本的なところから Q & A の形で解説し、後半では東弁の財務のプロともいうべき方による座談会を開き、会費をとりまく現在の問題点や将来に向けての展望・取り組みなどを忌憚なく語っていただきました。

(味岡 康子, 杉崎 哲郎)

## CONTENTS

- 会費 Q&A
  - 1 会費一般について
  - 2 収入について
  - 3 支出について
  - 4 会財政一般について
  - 5 新会館臨時会費について
- 座談会  
「会費」の問題点と今後の展望

## 会費

## Q &amp; A

会員が毎月納めている会費は弁護士会を支える財政的基礎になっていますが、自分たちが納めた会費はどのように使われているのか、現在の会費額は高いのではないか、もう少し低額に抑えることはできないのだろうか、そもそも東弁の財政状況は黒字なのか、それとも赤字なのか、などいろいろな疑問があると思います。そこで、会費や東弁財政について会員が抱かれている疑問や質問にお答えいたします。

(2015 年度財務委員会委員長 日向 隆)

## 1 会費一般について

**Q1** 現在の東弁会員が毎月支払っている会費について教えてください。

**A1** 会費は、会則に従って弁護士会員、外国特別会員、法人会員が支払っていますが、ここでは主に弁護士会員（以下単に「会員」といいます）の会

費について説明します。東弁の会員は、東弁に入会すると同時に日弁連の会員になることから、会員は、所属単位会である東弁会費と日弁連の会費を納める必要があります。現在、東弁会費は月額1万8,500円ですが、修習終了後3年に達する年の3月までは月額5,000円（本年度は66期・67期）、修習終了後4年に達する年の3月までは月額1万円（65期）、修習終了後5年に達する年の3月までは月額1万5,000円（64期）

図表1 東弁会費(2015年度)

| 会 員      | 東弁会費    | 日弁連会費   | 日弁連特別会費 | 月額合計    |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 63期以前の会員 | 18,500円 | 14,000円 | 5,000円  | 37,500円 |
| 64期      | 15,000円 | 14,000円 | 5,000円  | 34,000円 |
| 65期      | 10,000円 | 14,000円 | 5,000円  | 29,000円 |
| 66・67期*  | 5,000円  | 7,000円  | 5,000円  | 17,000円 |
| 外国特別会員   | 17,500円 | 13,550円 | —       | 31,050円 |

※66期会員は、12月分会費より日弁連会費が14,000円に変更となります。

になっています。また、在会50年以上の会員及び77歳に達し、かつ、在会が通算して20年以上の会員については、会費支払いが免除されています。なお、日弁連の一般会費は月額1万4,000円、このほかに特別会費として月額5,000円、その内訳は、少年・刑事財政基金のための特別会費が月額3,300円、法律援助基金のための特別会費が月額1,100円、弁護士過疎・偏在対策のための特別会費が月額600円です（なお、日弁連会費については現在見直しが検討されているようです）。したがって、減免措置のない会員は、東弁会費、日弁連一般会費及び特別会費として1か月合計3万7,500円を納めていることとなります。

**Q2** そもそも弁護士は、なぜ会費を支払わなければならないのでしょうか。

**A2** 弁護士となるには、入会しようとする弁護士会を経て日弁連に登録の請求をしなければならず（弁護士法9条）、日弁連の弁護士名簿に登録されて初めて弁護士としての活動が認められます（同法8条）。つまり弁護士は所属する単位弁護士会へ強制加入が義務付けられているのです。さらに東弁などの全国の単位弁護士会は弁護士法によって法人とされており、単位弁護士会の役割は弁護士の品位を保持し、弁護士の事務の改善進歩を図るため弁護士の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことです。また、弁護士会は日弁連の承認を受けて会則を定めなければなりません。会則には入会及び退会に関する規定、資格審査に関する規定、懲戒並びに懲戒委員会及び綱紀委員会に関する規定、会費に関する規定など弁護士会の組織及び運営に関する基本的事項が定められます。そして、弁護士会は個々の弁護士が基本的人権の擁護と社会正義の実現という使命を全うすることが

できるようにするための団体としての強固な自治を有しています。このような公益法人としての組織を運営するためには財政的基盤が必要であり、その構成員である会員は会費を支払って、これを支える必要があるのです。

**Q3** 会費について、会員からはどのような声があるのでしょうか。

**A3** 会員は、強制加入団体であり、また弁護士自治を有する弁護士会の財政的基盤を支えるために会費を納めることの必要性を十分に理解されていると思います。しかしながら、他方で日弁連会費を含めると月額3万7,500円、年間にすれば45万円という必ずしも安いとはいえない会費を高いと感じられる会員がいることも事実であり、とくにノキ弁や即時独立を余儀なくされている最近の若手会員からは日弁連を含めた弁護士会の会費について相当な負担感を抱かれている会員が少なからず存在し、できれば会費を減額して欲しいという要望を若手会員に限らず会員の多くは抱いていると思われます。

**Q4** 他の士業における会費はどうなっているのでしょうか。

**A4** 東京司法書士会は年額20万6,400円（ただし、2016年度までは21万4,800円）、東京税理士会は年額7万5,000円（東京税理士会の場合、本会費とは別に、支部会費を支払う必要があります）、公認会計士協会が年額10万2,000円、社会保険労務士会は年額9万6,000円です。これら他の士業に比べると一見して弁護士会の会費は高いことが分かります。しかしながら、弁護士会は、他の士業とは異なり、国や地方

自治体などの行政官庁等の監督を受けずに弁護士自治を有し、会員の入会審査・登録と懲戒手続の業務を自ら執り行っています。また、弁護士は、法律事務の独占が認められており、会員各人は誠実に職務を行い、依頼者の利益を擁護するとともに社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力することが職責とされています。このような会員の広範な職責を支えるためにも弁護士会という団体に必要となる費用も相応なものとなってくることは避けられません。

**Q5** 東弁の会費は、他の単位会に比べると高いのでしょうか。

**A5** 東弁の所属会員は約7,500名を数え、日本では最大規模の単位会であることから、全国の各単位会に比べた場合には東弁の会費が突出して高いというわけではなく、むしろ低額といえます。例えば、いずれも2014年度の月額単体会費ですが、山口県弁護士会5万円、秋田弁護士会4万5,200円、山梨県弁護士会と函館弁護士会が4万5,000円、長崎県弁護士会4万2,000円、鳥取県弁護士会、岩手弁護士会、青森県弁護士会、旭川弁護士会と釧路弁護士会はいずれも4万円です。これらの単位会の会員は、ほかに日弁連会費を納める必要がありますから、年額にすると80万円を超えるところもあります。

**Q6** 全ての会員が会費をきちんと支払っているのでしょうか。

**A6** 会費の支払いが義務である以上、弁護士会としては全会員から会則で決まった会費を徴収しなければなりません。しかしながら、毎年数十名の会員が会費の支払いを滞納しているのが現実であり、未収

会費は2015年3月分までの会費で約2,214万円に達しています。

**Q7** 会員の会費支払義務が免除されることはあるのでしょうか。

**A7** 会員は、会費を納付する義務がありますが、会則により会費の支払義務の免除や減額が認められることもあります。会費の減免が認められる場合は以下のとおりです。

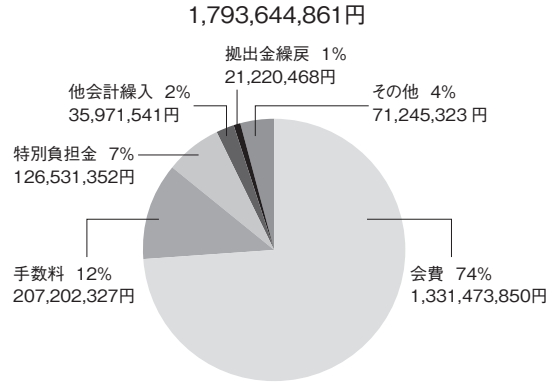
- ① 病気その他特別の事情のため執務が著しく困難な場合の減免（会則27条5項）
- ② 出産予定または出産後1年以内の女性会員について4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間）の免除（会則27条7項）
- ③ 性別を問わず会員が育児をする場合、子が2歳に達するまでの育児期間中連続する8か月間（多胎妊娠の場合は9か月間）の免除（会則27条8項）
- ④ 任期付公務就任や公益活動を目的とした海外勤務などの場合の減免（会則27条6項）

以上の①と④の減免については、それまで常議員会の議決を要していましたが、昨年度の改正により本年4月1日から、会員のプライバシーに配慮するために80名で構成される常議員会の議決によるのではなく、少人数で構成される会費減免審査委員会の議を経ることとされました。

**Q8** 病気や育児などの事情はないのですが、先月と今月は収入が少なく会費を納めることが難しいという場合、何らかの救済策はないのでしょうか。

**A8** このような場合に配慮するため新たに会費の納付猶予制度が昨年度設けられました。これは「経

図表2 一般会計 事業活動収入(2014年度)



済的理由」により会費を納付することが困難な会員について、本人の申出により、6か月を上限として(12か月まで延長可能)、役員(理事者会)の判断で会費納付の猶予を認めるものです(会則27条11項, 12項)。会費納付猶予制度は、全国に先駆けて設けられた新しい制度ですので、会員のプライバシーに十分配慮しながら会員が利用しやすいように制度の周知を図っていく必要があります。

**Q9** 会費滞納に対する対策はどのようにとられているのでしょうか。

**A9** 会則29条は、「6か月分以上会費を滞納したときは、懲戒を請求することができる」と定めています。2013年度には滞納会員の具体的事情に配慮しつつも、会員間の公平のために定型的に督促(徴収)を行うスキームが構築されました。通常は理事者が会費滞納している会員に連絡を行って面談をするなどしたうえで滞納会員から会費滞納の理由や事情を聞き、分割による支払いが可能か、また、会費減免理由の有無などを慎重に調査することになります。

**Q10** 会費滞納の理由にはどのようなものがあるのでしょうか。またそれに対する処分はどうなっていますか。

**A10** 会費滞納の理由として、病気による執務不能が多くあります。最近ではメンタルヘルスの面からのものも少なからず見受けられます。また、弁護士業務収入の減少によるという場合もあり、これは必ずしも若手会員に限られません。なお、上記のとおり、会則上、会員が6か月分以上会費を滞納したときは、懲戒を請求することができることになっています。財務委

員会は、会員が会費を6か月以上滞納したため会則29条により懲戒の請求をするときには出席委員の3分の2以上の同意が必要とされています。なお、懲戒請求する場合には事前に書留郵便で催告しなければなりません。ただし、会費滞納が6か月分以上になった場合でも直ちに会から懲戒請求の手段を取るということはなく、通常は理事者が会費滞納している会員から詳しく事情をお聞きしています。上記のとおり、病気その他特別の事情のため執務が著しく困難な場合には会費の減免制度があり、また昨年度設けられた経済的理由による会費納付猶予制度がありますので、これらの制度の利用も考えていただければと思います。

## 2 収入について

**Q11** 東弁の収入のうち会費の占める割合はどの位でしょうか。

**A11** 東弁の2014年度の一般会計の事業活動収入は17億9,364万4,861円です。そのうち会費収入は、13億3,147万3,850円ですので約74%を占めています。

**Q12** 会費以外に主な収入源としてはどのようなものがあるのでしょうか。

**A12** 手数料収入が2億720万円で約12%です。これには弁護士照会請求手数料や各種証明手数料があります。近年、弁護士照会請求手数料収入が大幅に増加しており、昨年度は1億7,389万円の収入となりました。次に、特別負担金1億2,653万円で約7%でした。これには破産管財人等負担金や会務活動負

図表3 会費収入の推移

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 2010年度 | 1,092,353,050 (100) |
| 2011年度 | 1,145,679,000 (104) |
| 2012年度 | 1,206,853,350 (110) |
| 2013年度 | 1,276,555,900 (116) |
| 2014年度 | 1,331,473,850 (121) |

単位:円。カッコ内は2010年度を100とした場合の指数である。

担金などが含まれており、昨年度の破産管財人負担金収入は6,662万円でしたが、昨年度の臨時総会決議により本年4月1日以降に手続が終結する破産管財事件等については負担金支払義務が廃止されましたので、特別負担金収入は今後漸減すると思われます。

**Q13** 会費収入の推移を教えてください。

**A13** 2010年度は10億9,235万円でしたが、2014年度は13億3,147万円と1.2倍に増加しています。この増収原因は、会員数が増加したことで修習終了後の会費の減額期間が経過した会員の増加によるものです。

**Q14** 法律相談の負担金が15%になった経緯は？

**A14** 昨年度の規則改正により、法律相談を契機として事件受任に至った場合の着手金と報酬金の負担金が15%に増加されました。法律相談センターの収支については、法律相談事業特別会計に一般会計から繰り入れた額と同特別会計から一般会計への繰出額との差額が法律相談事業の損益をあらわすこととなります。法律相談事業の損益については、2009年度には収支差額が6,438万円のプラスでしたが、2011年度には黒字が547万円となり、2012年度は一転して3,146万円の赤字になり、2014年度にはさらに5,645万円にマイナス幅が増大しました。その主な原因は法律相談件数の激減にあります。2007年度に2万2,500件を超えていた相談件数が2014年度には1万900件と半減してしまっています。これらの要因については理事者や法律相談センター運営委員会等で慎重に調査、検討されていますが、このまま赤字状態を継続しておくことは会財政健全化の観点からは決して望ま

しい事態でないことから、事件受任負担金の納付率を増加させたものです。

### 3 支出について

**Q15** 収入の主な使い道はどうなっているのでしょうか。

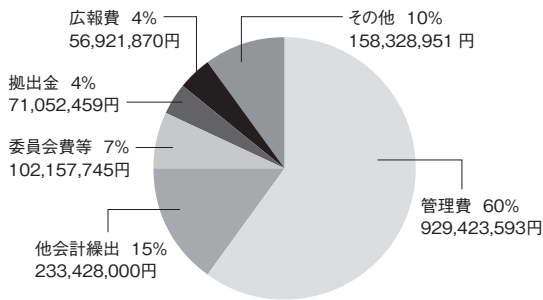
**A15** 2014年度一般会計事業活動支出では、支出合計15億5,131万2,618円のうち、管理費が9億2,942万3,593円になっていて、約60%を占めています。続いて法律相談事業等特別会計、人権救済基金特別会計及び公設事務所運営特別会計への一般会計からの繰出金が2億3,342万8,000円でこれらの合計が約15%になっています。管理費の中には、役員報酬、嘱託弁護士給料、職員に対する給料手当、退職給付支出のほか法定福利費、福利厚生費などの人件費が含まれています。

**Q16** 委員会活動にかかっている費用はどの位あるのでしょうか。

**A16** 東弁には3つの法定委員会（資格審査会、懲戒委員会、綱紀委員会）、執行部からの独立が定められている選挙管理委員会、17の常置委員会、32の特別委員会のほかに各種対策本部・協議会が多数設置されています。これら委員会等にかかわる支出は合計でも1億215万円ですので、事業活動支出に占める割合は実は7%に過ぎないのです。

**Q17** 管理費が非常に高くなっていますが、その内訳・理由を教えてください。

図表4 一般会計 事業活動支出(2014年度)  
1,551,312,618円



**A17** 先に説明しましたように東弁では事業活動支出のうち約6割を管理費が占めています。管理費の内訳ですが、役員報酬が4,783万円、嘱託弁護士給料が6,739万円、職員の給料手当が5億6,844万円、退職給付が3,559万円、法定福利費が7,816万円、福利厚生費が1,324万円です。そのほかに電話通信費2,843万円、リース・保守料1,595万円、コンピューター関係費2,517万円が比較的大きな支出になっています。職員の給与手当支出が管理費支出のうち64%に達しています。

このように東弁の人件費割合が高いのは、約7,500名の会員を擁する団体になっている東弁が公益法人として適切な運営を行うためには、有能な職員を安定的に雇用する必要があるからです。現在、東弁には60名強の正職員のほかにパート職員や派遣職員がいますので、全体では130名程度の職員等の規模（多摩支部を含む）になっています。そのため管理費の中の人件費割合が高くなるのはある面ではやむを得ないところなのです。

**Q18** 管理費を減らすことはできないのでしょうか。

**A18** 日本で最大規模の弁護士会である東弁の運営のために弁護士会業務に携わる職員が必要不可欠な存在であることはいうまでもありません。職員なくして弁護士会を運営することは到底不可能です。しかしだからといって会員規模に見合うような適切妥当と思われる人件費を超えるような支出をすることは許されません。そのようなことから、最近では職員の残業を可能な限り減らして超過勤務手当の支出を抑制したり、正職員の最大雇用人数にキャップをはめてその範囲内で人員のやりくりをしています。また、人件費以外の管理費についても冗費を省くように努めなければならないことはいうまでもありません。

## 4 会財政一般について

**Q19** 一般会計の中の引当金・積立金の額がかなり多くなっている理由を教えてください。

**A19** 東弁の一般会計には、約2億8,719万円の引当金・積立資産があります。内訳として、①退職給付引当資産1億1,121万円、②事業準備等積立資産9,197万円、③会員福利厚生積立資産8,400万円、④弁護士法人清算等積立資産（昨年度の規則改正により新設されたもの）です。

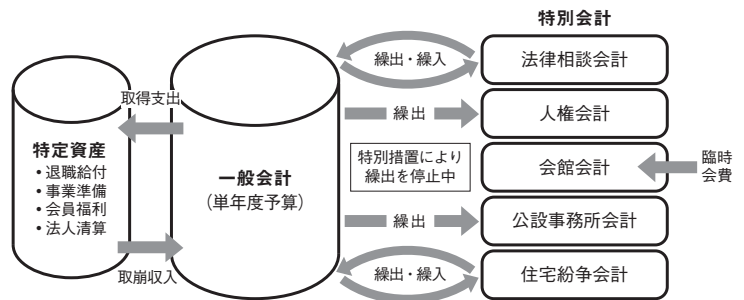
① **退職給付引当資産**は、職員退職金の引当となる資産です。昨年度理事者によって行われたマネジメント会議報告書では、職員が期末に全員退職した場合に支払いが必要となる要支給額は約6億円に上ると試算され、現在の1億円程度の積立ではまだ充分でないことが指摘されています。公益法人として十分な退職給付引当資産の積立が必要ですが、仮に期末に全員が退職するということは現実的でないということであれば、少なくとも今後3年間の退職予定者分の退職金を積み立てておく必要があることが2014年度決算の監事意見書でも指摘されています。

② **事業準備等積立資産**は、財政の安定、特別な事業又は予測し難い事業等に関する費用の支払いにあてるための資金として、毎年前年度の一般会計受取会費総額の100分の1以上の金額を積み立てることになっています。具体的な支出として2018年頃に予定されているOA刷新に伴うサーバー機の入れ替えのための費用のほかに特別な事業の支出に備えておく必要がありますので、現在の積立額で充分ということではできません。

③ **会員福利厚生積立資産**は、会員の弔慰金見舞金



図表5 一般会計・特別会計・特定資産の関係



支出にあてるための資産です。従来最高50万円だった見舞金について、制度改正によって2014年4月1日以降上限が10万円になりましたので支出が抑えられることになり、多額の積立は必要でなくなりました。

- ④ 弁護士法人清算等積立資産は、弁護士法人清算にかかる裁判所への予納金の未返還分を費用計上しておくために昨年度規則改正によって新設されました。東弁所属の社員一人の弁護士法人は約70法人あって増加傾向にあるため、今後一人法人の社員の欠亡による清算件数の増加が予想されることから新たな制度が設けられたものです。この積立資産のための資金に充てる目的で昨年度弁護士法人会員の会費が値上げされ、社員数10人以下の会費は9,500円とされ、社員11人以上の場合には1万8,500円です。

**Q20** 東弁の会計について、一般会計と特別会計に分かれている理由を教えてください。

**A20** 東弁の会計は、一般会計と5つの特別会計から成り立っております。特別会計として、①法律相談事業特別会計、②人権救済基金特別会計、③会館特別会計（会館維持管理会計、会館修繕積立金会計、会館不動産諸施設取得等積立金会計の3つの事業に分かれる）、④公設事務所運営基金特別会計、⑤住宅紛争特別会計があります。一般会計と特別会計に分ける理由は、一口で言えば「明瞭性」にあります。つまりすべての事業を一般会計で処理すると会計科目や項目が複雑になって分かりづらくなることから、5つの特別会計が設けられています。ただ、一般会計と特別会計が分かれていることがかえって東弁の財務全体を俯瞰できず分かりづらくなっている面も否

めません。今回は会費に主眼を置いているため各特別会計についての説明は省略しますが、一般会計と5つの特別会計、特定資産との関係は【図表5】のとおりになっています。

**Q21** 会費の使い道について無駄があるという声を聞いたのですが、実際はどうなのでしょう。収入が増えているのに会費が一向に減らない理由を教えてください。

**A21** まず初めに東弁財政の収支について説明します。端的に東弁の財政状況は黒字なのか赤字なのかという問題です。2014年度決算では一般会計全体としては約2億578万円の黒字であり、次期繰越収支差額は約14億1,440万円に上っています。単年度の収支としては会財政に大きな問題がないことが監事意見書でも触れられております。しかしながら、実はこれは本来一般会計から会館特別会計中の会館維持管理会計への繰り入れを停止していることによる見かけ上の黒字ともいえるのです。2010年度までは一般会計から会館維持管理会計に毎年約1億3,500万円を繰り入れていましたが、2011年11月の臨時総会において、一般会計健全化のための特別措置に関する会規が承認され、2018年3月31日までこの繰り入れを停止することができるようになりました。そして、この特別措置として、会館修繕積立金会計から維持管理会計へ毎年2億円が繰り入れられているのです。仮に停止されている繰り入れを現時点で再開すると、会員数からの試算では約1億6,382万円になるので毎年の黒字幅は必ずしも大きなものではなくなるのです。また、本年度以降会館の大規模修繕が予定されており、東弁負担分だけでも最大20億円という試算の金額を要するということとなりますと、現在の修繕積立金でもっ

図表6 新会館臨時会費(2015年度)

| 入会日                  | 会費額   | 支払方法(原則) | 納付期間          | 入会日                  | 会費額  | 支払方法(原則) | 納付期間       |
|----------------------|-------|----------|---------------|----------------------|------|----------|------------|
| 2003年3月31日まで         | 130万円 | —        | 入会から5年を経過するまで | 2007年4月1日～2008年3月31日 | 90万円 | 月額5千円    | 入会月から180ヶ月 |
| 2003年4月1日～2004年3月31日 | 130万円 | 月額1万円    | 入会月から130ヶ月    | 2008年4月1日～2009年3月31日 | 80万円 | 月額5千円    | 入会月から160ヶ月 |
| 2004年4月1日～2005年3月31日 | 120万円 | 月額1万円    | 入会月から120ヶ月    | 2009年4月1日～2010年3月31日 | 70万円 | 月額5千円    | 入会月から140ヶ月 |
| 2005年4月1日～2006年3月31日 | 110万円 | 月額1万円    | 入会月から110ヶ月    | 2010年4月1日～2011年3月31日 | 60万円 | 月額5千円    | 入会月から120ヶ月 |
| 2006年4月1日～2007年3月31日 | 100万円 | 月額1万円    | 入会月から100ヶ月    | 2011年4月1日以降          | 50万円 | 月額5千円    | 入会月から100ヶ月 |

てこれを賄うことが可能だとしても、さらに30年後、40年後の大規模修繕を考えたときにはやはり堅実な財政基盤を維持しておく必要があるのです。

会員が納めた会費を無駄に使用することが許されないことは当然であり、理事者は一般会計と5つの特別会計の支出に厳しい目を向けなければなりません。また、会員としても、毎年5月下旬に開催される定期総会では前年度の決算の承認と新年度の予算案についての資料が事前に送付されて、それらが議題として審議されるのですから、会費の使い道や会財政などに疑問を抱いた場合には総会へ出席して積極的に疑問を質し、意見を述べるのが強く期待されているといえます。

## 5 新会館臨時会費について

**Q22** 会館修繕積立金の会員の納付額を教えてください。

**A22** 新会館臨時会費の徴収については、1993年10月20日の臨時総会決議に基づいて新会館の建設・維持・管理等の費用にあてるため130万円を一括で徴収することになっていました。その後、数度にわたって改正がなされて、現在では入会日によって金額が異なり【図表6】のとおりになっています。

**Q23** 修習期によって納付額に差があるのはなぜですか。

**A23** 現在の弁護士会館は1995年に完成しました。弁護士会館は鉄骨鉄筋コンクリート構造の堅固建物です。事務所部分の法定耐用年数は50年となりま

す。本年は新築後20年目を迎えるわけですが、まだまだ耐用期間は残っていますので完成後の経過年数と会員間の公平性を考慮して新会館臨時会費については入会時期に応じて差異を設けています。

**Q24** なぜ固定額を分割で支払う義務が課されているのでしょうか。

**A24** 上記のとおり従前新会館臨時会費については130万円を一括で納付することになっていました。他方、一弁は当初より分割支払いによる納付を認めていましたが、その後、二弁が負担額自体を減額し、一弁も同様の措置を取りました。そこで、東弁は、2003年の臨時総会において、経済情勢や新入会員の負担感、他会の減額変更などを勘案して、それまでの一括支払いから分納方式を採用したのです。

**Q25** 登録をやめたり、変更の際にも一括で支払わなければならないのですか。

**A25** これについては分割支払いについて滞納がない会員が退会するときは東弁の在会期間に応じて納付金額が定められる特別措置が設けられています。また、死亡または病気による退会の場合は、納付義務が免除されます。

(構成：杉崎 哲郎)

## 座談会

## 「会費」の問題点と今後の展望

日時：2015年8月18日(火)13時30分

場所：弁護士会館5階501会議室

## 出席

中嶋 公雄 2015年度財務担当副会長（45期）  
 関本 隆史 日弁連財務委員会委員長  
 東弁会費問題検討ワーキンググループ議長（35期）  
 白井 裕子 2012年度財務担当副会長（38期）  
 殷 勇基 2014年度監事（48期）  
 白井 太郎 新進会員活動委員会「若手弁護士が語る会」担当（63期）

## 司会

味岡 康子 LIBRA編集委員（47期）

## 事務局

三船 宏行 財務課長

\*敬称略

## 若手会員の問題意識

**司会**：現在若手が一番関心があるという会費問題について、まず問題の導入を白井太郎会員からお願いします。

**白井(太)**：63期の白井太郎と申します。私は新進会員活動委員会で、上の期の方と若手会員で話し合う、「若手弁護士が語る会」を担当しております。その中で、特に会費や法律相談担当等の問題は、最も高い関心をもっています。

その理由として、皆さんご存じの通り、若手は就職難とそれに伴う給与水準の低下、ノキ弁等の増加という状況にあり、またロースクール出身者の多くが奨学金の返済を抱えています。さらに65期以降ですけれども、給費制がなくなり、貸与金の返済が修習終了後5年間猶予された後に始まります。それと特に東京では法律相談の割当が1年目にはないなど、弁護士会を通じて収入が得られません。地方会では管財人や法律相談の割当がもっと早くにあるので、ノキ弁等であっても法律相談や刑事弁護等によって収入があります。これが他の会と大きく違っておりまして、会費の負担感につながっております。

こういった状況にもかかわらず、貸与金の返済義務についてご存知ない上の期の方が多いという話を

聞きました。現在会費は5年目で最高額に達してその後は一定額です。ちょうどその5年目に貸与金の返済が始まりますので、65期以降になりますと一番負担が重いときにちょうど会費も一番高くなります。しかし、なかなかそういう議論が出てこなかったもので、上の期の方はどう考えているんだろうと若手の方では疑問に思っておりました。そういうことを弁護士会で議論してもらいたいと考えている方が多いと思います。

## 会費収入の現状

**司会**：若手の切実な問題意識を述べていただきました。次に会費収入の現状について財務課長の三船さんから若干説明していただければと思います。

**三船**：収入全体の内、事業活動収入自体は年々増加しておりまして、その大きな要因としては、会費収入になります。一般会費が年々6,000万円から7,000万円程度の増加になっているため、事業収入自体が増加してきている状況にあります。一方、会館臨時会費は必ずしも増加ではなくて減少しております。現在は総額50万円を月5,000円で支払うということになっておりますが、過去は100万円や130万円といった総額になっておりました。その関係もあって、

会員数が増えるからといって収入が増えてきているわけではないという傾向にあります。

あと特徴的なところとしては、会員特別負担金収入、こちらが法律相談ですとか、あとは前年度までは破産管財人の負担金収入というものがありました。こちらについて、負担金収入自体は年々減少してきております。

会全体の収入の中で占める会費収入の割合としましては、おおむね臨時会費と合わせると60%程度、一般会費のみでは50%程度になっております。

## 会費に関する弁護士会の動き

**司会：**会費に関する現在の東弁の動きについて、中嶋副会長からご説明をいただきます。

**中嶋：**会費が高いのではないかとという声について、これは下げていかなければいけないとは考えています。まず当面の動きとしましては、会館の臨時会費については減額しようと考えまして、1人50万円の臨時会費を40万円に減額する方向で動いています。もう一つが、修習終了後に新規登録された方の初年度の会費について、現在多くの方が12月に入会され、入会したときから会費をいただく形になっています。これを翌年の6月からいただくという形にします。6月までに入会された方は一律6月からいただく。通常多くの方が12月に入会されますが、そういう方について半年分の免除という形になります。

今、東弁としてやろうとしていることは以上の通りです。

**司会：**日弁連の動きについて、よろしく願いいたします。

**関本：**日弁連は、現在、繰越金が潤沢にあるとのことです。具体的に言うと2013年度決算では約27億円、2014年度の決算では33億円という膨大な繰越

金が出たようです。そこで、日弁連の方針として、2016年4月以降の弁護士会員の会費を現在の月額1万4,000円を月額1,600円引き下げていることを考えています。あと弁護士過疎・偏在対策のための特別会費(月額600円)の徴収が2016年3月末で終わるので、これを併せて考えれば、2016年4月以降弁護士会員の負担額は月額2,200円安くなるという前提のようです。

これはあくまで全会員の問題ですが、当初、日弁連は若手の一般会費の減額等についても検討していました。それで理事者会の方で若手会員の会費減額の延長、それから高齢会員の会費免除の時期をもっと早めるという一定の減額方針を考えていたようでしたが、結局、各単位の意見を聞いたところ、若手の減額延長については特に賛成が多くなかったし、いわゆる高齢会員の会費免除についてもむしろ反対の方が多かったということで、その方針をやめて、新しい方針として弁護士会員の一般会費を1,600円下げるという提案をしているみたいです。財務委員会でいろいろ議論したのですが、白井太郎会員がさっきおっしゃった問題点について皆さんあまり意識していないとか、要するに弁護士はみんな資格が同じなんだから会費は平等であるべきだというのがまず念頭にあるようです。あと東京と地方の感覚的な違いもあるんじゃないでしょうか。東京と違って地方では法律相談も、国選も結構あるという状況がある。

## 「会館特別会計」の現状

**司会：**個別の支出項目の大きなものの「会館特別会計」の存在については、執行部のお考えをいただきます。

**中嶋：**弁護士会館ができてから20年が経過し、20年目の改修ということ今年度から議論を開始し、今後

資料 東京弁護士会収支(2010-2014年度)

【全会計】

|             | 2010(H22)     |        | 2011(H23) |               | 2012(H24) |        | 2013(H25)     |        | 2014(H26) |               |        |        |               |        |        |
|-------------|---------------|--------|-----------|---------------|-----------|--------|---------------|--------|-----------|---------------|--------|--------|---------------|--------|--------|
| 【収入】        |               |        |           |               |           |        |               |        |           |               |        |        |               |        |        |
| 1 事業活動収入    | 2,263,619,311 | 26.4%  | 91.1%     | 2,260,525,014 | 25.0%     | 85.2%  | 2,294,965,117 | 25.6%  | 95.2%     | 2,334,628,086 | 24.8%  | 91.7%  | 2,373,747,736 | 24.7%  | 97.2%  |
| 入会金収入       | 14,445,000    | 0.2%   | 0.6%      | 13,770,000    | 0.2%      | 0.5%   | 15,454,500    | 0.2%   | 0.6%      | 14,680,000    | 0.2%   | 0.6%   | 14,865,000    | 0.2%   | 0.6%   |
| 会費収入(会費)    | 1,092,353,050 | 12.8%  | 43.9%     | 1,145,679,000 | 12.7%     | 43.2%  | 1,206,853,350 | 13.5%  | 50.1%     | 1,276,555,900 | 13.6%  | 50.1%  | 1,331,473,850 | 13.8%  | 54.5%  |
| 会費収入(臨時会費)  | 279,009,568   | 3.3%   | 11.2%     | 278,166,000   | 3.1%      | 10.5%  | 273,216,000   | 3.0%   | 11.3%     | 263,072,000   | 2.8%   | 10.3%  | 243,519,500   | 2.5%   | 10.0%  |
| 会員特別負担金収入   | 443,001,049   | 5.2%   | 17.8%     | 418,804,736   | 4.6%      | 15.8%  | 349,460,032   | 3.9%   | 14.5%     | 321,040,508   | 3.4%   | 12.6%  | 258,969,104   | 2.7%   | 10.6%  |
| 法律相談収入(相談料) | 72,012,103    | 0.8%   | 2.9%      | 66,273,160    | 0.7%      | 2.5%   | 61,439,103    | 0.7%   | 2.5%      | 54,912,046    | 0.6%   | 2.2%   | 54,521,144    | 0.6%   | 2.2%   |
| 手数料収入       | 121,072,504   | 1.4%   | 4.9%      | 129,951,585   | 1.4%      | 4.9%   | 146,409,466   | 1.6%   | 6.1%      | 171,271,224   | 1.8%   | 6.7%   | 208,299,727   | 2.2%   | 8.5%   |
| その他         | 241,726,037   | 2.8%   | 9.7%      | 207,880,533   | 2.3%      | 7.8%   | 242,132,666   | 2.7%   | 10.0%     | 233,096,408   | 2.5%   | 9.2%   | 262,099,411   | 2.7%   | 10.7%  |
| 2 投資活動収入    | 222,020,546   | 2.6%   | 8.9%      | 393,527,029   | 4.4%      | 14.8%  | 115,479,101   | 1.3%   | 4.8%      | 211,273,125   | 2.2%   | 8.3%   | 68,421,196    | 0.7%   | 2.8%   |
| 特定資産取崩収入    | 212,259,843   | 2.5%   | 8.5%      | 374,051,009   | 4.1%      | 14.1%  | 99,203,168    | 1.1%   | 4.1%      | 204,210,532   | 2.2%   | 8.0%   | 61,072,558    | 0.6%   | 2.5%   |
| その他         | 9,760,703     | 0.1%   | 0.4%      | 19,476,020    | 0.2%      | 0.7%   | 16,275,933    | 0.2%   | 0.7%      | 7,062,593     | 0.1%   | 0.3%   | 7,348,638     | 0.1%   | 0.3%   |
| 小計          | 2,485,639,857 | 29.0%  | 100.0%    | 2,654,052,043 | 29.4%     | 100.0% | 2,410,444,218 | 26.9%  | 100.0%    | 2,545,901,211 | 27.1%  | 100.0% | 2,442,168,932 | 25.4%  | 100.0% |
| 3 前期繰越収支差額  | 6,081,296,266 | 71.0%  |           | 6,385,325,481 | 70.6%     |        | 6,557,538,749 | 73.1%  |           | 6,852,906,472 | 72.9%  |        | 7,183,500,024 | 74.6%  |        |
| 合計          | 8,566,936,123 | 100.0% |           | 9,039,377,524 | 100.0%    |        | 8,967,982,967 | 100.0% |           | 9,398,807,683 | 100.0% |        | 9,625,668,956 | 100.0% |        |

【支出】

|             |               |        |        |               |        |        |               |        |        |               |        |        |               |        |        |
|-------------|---------------|--------|--------|---------------|--------|--------|---------------|--------|--------|---------------|--------|--------|---------------|--------|--------|
| 1 事業活動支出    | 2,079,843,200 | 24.3%  | 95.3%  | 1,946,088,714 | 21.5%  | 78.4%  | 1,981,517,388 | 22.1%  | 93.7%  | 2,077,112,370 | 22.1%  | 93.8%  | 2,056,417,623 | 21.4%  | 94.5%  |
| 事業費         | 251,549,217   | 2.9%   | 11.5%  | 260,508,128   | 2.9%   | 10.5%  | 332,214,332   | 3.7%   | 15.7%  | 352,817,937   | 3.8%   | 15.9%  | 353,678,592   | 3.7%   | 16.3%  |
| 会務執行費       | 18,453,561    | 0.2%   | 0.8%   | 41,038,833    | 0.5%   | 1.7%   | 38,948,199    | 0.4%   | 1.8%   | 28,881,406    | 0.3%   | 1.3%   | 34,782,433    | 0.4%   | 1.6%   |
| 人件費(含法定福利費) | 890,834,780   | 10.4%  | 40.8%  | 684,039,495   | 7.6%   | 27.6%  | 666,927,075   | 7.4%   | 31.5%  | 737,553,910   | 7.8%   | 33.3%  | 682,208,438   | 7.1%   | 31.4%  |
| 管理費(除人件費)   | 185,661,557   | 2.2%   | 8.5%   | 246,099,528   | 2.7%   | 9.9%   | 208,761,134   | 2.3%   | 9.9%   | 226,856,479   | 2.4%   | 10.2%  | 247,215,155   | 2.6%   | 11.4%  |
| 法律相談会計      | 323,017,728   | 3.8%   | 14.8%  | 309,257,018   | 3.4%   | 12.5%  | 315,536,315   | 3.5%   | 14.9%  | 290,923,730   | 3.1%   | 13.1%  | 269,768,526   | 2.8%   | 12.4%  |
| 人権会計        | 95,951,235    | 1.1%   | 4.4%   | 99,636,070    | 1.1%   | 4.0%   | 126,578,136   | 1.4%   | 6.0%   | 136,996,852   | 1.5%   | 6.2%   | 151,917,922   | 1.6%   | 7.0%   |
| 会館会計        | 240,789,859   | 2.8%   | 11.0%  | 233,346,486   | 2.6%   | 9.4%   | 209,874,235   | 2.3%   | 9.9%   | 216,006,287   | 2.3%   | 9.8%   | 227,517,362   | 2.4%   | 10.5%  |
| 公設会計        | 49,660,096    | 0.6%   | 2.3%   | 55,277,599    | 0.6%   | 2.2%   | 63,001,652    | 0.7%   | 3.0%   | 64,302,728    | 0.7%   | 2.9%   | 67,901,249    | 0.7%   | 3.1%   |
| 住宅紛争会計      | 23,925,167    | 0.3%   | 1.1%   | 16,885,557    | 0.2%   | 0.7%   | 19,676,310    | 0.2%   | 0.9%   | 22,773,041    | 0.2%   | 1.0%   | 21,427,946    | 0.2%   | 1.0%   |
| 2 投資活動支出    | 101,767,442   | 1.2%   | 4.7%   | 535,750,061   | 5.9%   | 21.6%  | 133,559,107   | 1.5%   | 6.3%   | 138,195,289   | 1.5%   | 6.2%   | 118,906,184   | 1.2%   | 5.5%   |
| 特定資産取得支出    | 47,724,818    | 0.6%   | 2.2%   | 203,520,566   | 2.3%   | 8.2%   | 73,452,613    | 0.8%   | 3.5%   | 75,444,645    | 0.8%   | 3.4%   | 76,436,547    | 0.8%   | 3.5%   |
| その他         | 54,042,624    | 0.6%   | 2.5%   | 332,229,495   | 3.7%   | 13.4%  | 60,106,494    | 0.7%   | 2.8%   | 62,750,644    | 0.7%   | 2.8%   | 42,469,637    | 0.4%   | 2.0%   |
| 小計          | 2,181,610,642 | 25.5%  | 100.0% | 2,481,838,775 | 27.5%  | 100.0% | 2,115,076,495 | 23.6%  | 100.0% | 2,215,307,659 | 23.6%  | 100.0% | 2,175,323,807 | 22.6%  | 100.0% |
| 3 次期繰越収支差額  | 6,385,325,481 | 74.5%  |        | 6,557,538,749 | 72.5%  |        | 6,852,906,472 | 76.4%  |        | 7,183,500,024 | 76.4%  |        | 7,450,345,149 | 77.4%  |        |
| 合計          | 8,566,936,123 | 100.0% |        | 9,039,377,524 | 100.0% |        | 8,967,982,967 | 100.0% |        | 9,398,807,683 | 100.0% |        | 9,625,668,956 | 100.0% |        |

【用語の定義・説明】

内部取引 会計間の操出し・繰入れの内部取引は、決算書の収支計算書総括表と同じく消去し、金額には反映していない。  
 会務執行費 一般会計の会務執行費の金額、LIBRA2001年2月号会費特集の「会議費」に該当する科目  
 人件費(含法定福利費) 一般会計の管理費「3給料手当支出、4退職給付支出、5嘱託職員退職給付支出、6法定福利費」を合算した金額  
 管理費(除人件費) 一般会計の管理費から「人件費(含法定福利費)」を除いた金額

【一般会計】

|            | 2010(H22)     |        | 2011(H23) |               | 2012(H24) |        | 2013(H25)     |        | 2014(H26) |               |        |        |               |        |        |
|------------|---------------|--------|-----------|---------------|-----------|--------|---------------|--------|-----------|---------------|--------|--------|---------------|--------|--------|
| 【収入】       |               |        |           |               |           |        |               |        |           |               |        |        |               |        |        |
| 1 事業活動収入   | 1,579,363,216 | 68.9%  | 88.0%     | 1,743,880,376 | 66.2%     | 82.2%  | 1,660,484,998 | 66.7%  | 94.3%     | 1,709,518,875 | 59.6%  | 89.3%  | 1,793,644,861 | 58.5%  | 96.7%  |
| 入会金収入      | 14,445,000    | 0.6%   | 0.8%      | 13,770,000    | 0.5%      | 0.6%   | 15,454,500    | 0.6%   | 0.9%      | 14,680,000    | 0.5%   | 0.8%   | 14,865,000    | 0.5%   | 0.8%   |
| 会費収入(会費)   | 1,092,353,050 | 47.6%  | 60.9%     | 1,145,679,000 | 43.5%     | 54.0%  | 1,206,853,350 | 48.5%  | 68.6%     | 1,276,555,900 | 44.5%  | 66.7%  | 1,331,473,850 | 43.5%  | 71.8%  |
| 会員特別負担金収入  | 160,079,200   | 7.0%   | 8.9%      | 164,975,829   | 6.3%      | 7.8%   | 136,837,299   | 5.5%   | 7.8%      | 148,433,563   | 5.2%   | 7.8%   | 126,531,352   | 4.1%   | 6.8%   |
| 手数料収入      | 119,992,504   | 5.2%   | 6.7%      | 128,871,585   | 4.9%      | 6.1%   | 144,859,466   | 5.8%   | 8.2%      | 170,191,224   | 5.9%   | 8.9%   | 207,202,327   | 6.8%   | 11.2%  |
| 繰入金・繰戻金収入  | 99,180,721    | 4.3%   | 5.5%      | 219,308,322   | 8.3%      | 10.3%  | 89,465,873    | 3.6%   | 5.1%      | 48,332,333    | 1.7%   | 2.5%   | 57,192,009    | 1.9%   | 3.1%   |
| その他        | 93,312,741    | 4.1%   | 5.2%      | 71,275,640    | 2.7%      | 3.4%   | 67,014,510    | 2.7%   | 3.8%      | 51,325,855    | 1.8%   | 2.7%   | 56,380,323    | 1.8%   | 3.0%   |
| 2 投資活動収入   | 215,620,546   | 9.4%   | 12.0%     | 377,327,029   | 14.3%     | 17.8%  | 99,923,659    | 4.0%   | 5.7%      | 204,973,125   | 7.2%   | 10.7%  | 61,521,196    | 2.0%   | 3.3%   |
| 特定資産取崩収入   | 212,259,843   | 9.3%   | 11.8%     | 374,051,009   | 14.2%     | 17.6%  | 99,203,168    | 4.0%   | 5.6%      | 204,210,532   | 7.1%   | 10.7%  | 61,072,558    | 2.0%   | 3.3%   |
| その他        | 3,360,703     | 0.1%   | 0.2%      | 3,276,020     | 0.1%      | 0.2%   | 720,491       | 0.0%   | 0.0%      | 762,593       | 0.0%   | 0.0%   | 448,638       | 0.0%   | 0.0%   |
| 小計         | 1,794,983,762 | 78.3%  | 100.0%    | 2,121,207,405 | 80.5%     | 100.0% | 1,760,408,657 | 70.8%  | 100.0%    | 1,914,492,000 | 66.8%  | 100.0% | 1,855,166,057 | 60.6%  | 100.0% |
| 3 前期繰越収支差額 | 498,706,687   | 21.7%  |           | 514,280,206   | 19.5%     |        | 727,237,311   | 29.2%  |           | 951,482,975   | 33.2%  |        | 1,208,620,307 | 39.4%  |        |
| 合計         | 2,293,690,449 | 100.0% |           | 2,635,487,611 | 100.0%    |        | 2,487,645,968 | 100.0% |           | 2,865,974,975 | 100.0% |        | 3,063,786,364 | 100.0% |        |

【支出】

|             |               |        |        |               |        |        |               |        |        |               |        |        |               |        |        |
|-------------|---------------|--------|--------|---------------|--------|--------|---------------|--------|--------|---------------|--------|--------|---------------|--------|--------|
| 1 事業活動支出    | 1,689,823,115 | 73.7%  | 95.0%  | 1,385,516,997 | 52.6%  | 72.6%  | 1,435,350,740 | 57.7%  | 93.4%  | 1,527,109,732 | 53.3%  | 92.1%  | 1,551,312,618 | 50.6%  | 94.1%  |
| 事業費         | 206,545,001   | 9.0%   | 11.6%  | 215,835,621   | 8.2%   | 11.3%  | 255,084,894   | 10.3%  | 16.6%  | 280,804,404   | 9.8%   | 16.9%  | 282,626,133   | 9.2%   | 17.1%  |
| 操出金・拠出金支出   | 388,328,216   | 16.9%  | 21.8%  | 198,503,520   | 7.5%   | 10.4%  | 265,629,438   | 10.7%  | 17.3%  | 253,013,533   | 8.8%   | 15.3%  | 304,480,459   | 9.9%   | 18.5%  |
| 会務執行費       | 18,453,561    | 0.8%   | 1.0%   | 41,038,833    | 1.6%   | 2.2%   | 38,948,199    | 1.6%   | 2.5%   | 28,881,406    | 1.0%   | 1.7%   | 34,782,433    | 1.1%   | 2.1%   |
| 人件費(含法定福利費) | 890,834,780   | 38.8%  | 50.1%  | 684,039,495   | 26.0%  | 35.8%  | 666,927,075   | 26.8%  | 43.4%  | 737,553,910   | 25.7%  | 44.5%  | 682,208,438   | 22.3%  | 41.4%  |
| 管理費(除人件費)   | 185,661,557   | 8.1%   | 10.4%  | 246,099,528   | 9.3%   | 12.9%  | 208,761,134   | 8.4%   | 13.6%  | 226,856,479   | 7.9%   | 13.7%  | 247,215,155   | 8.1%   | 15.0%  |
| 2 投資活動支出    | 89,587,128    | 3.9%   | 5.0%   | 522,733,303   | 19.8%  | 27.4%  | 100,812,253   | 4.1%   | 6.6%   | 130,244,936   | 4.5%   | 7.9%   | 98,063,857    | 3.2%   | 5.9%   |
| 特定資産取得支出    | 47,724,818    | 2.1%   | 2.7%   | 203,520,566   | 7.7%   | 10.7%  | 73,452,613    | 3.0%   | 4.8%   | 75,444,645    | 2.6%   | 4.6%   | 76,436,547    | 2.5%   | 4.6%   |
| その他         | 41,862,310    | 1.8%   | 2.4%   | 319,212,737   | 12.1%  | 16.7%  | 27,359,640    | 1.1%   | 1.8%   | 54,800,291    | 1.9%   | 3.3%   | 21,627,310    | 0.7%   | 1.3%   |
| 小計          | 1,779,410,243 | 77.6%  | 100.0% | 1,908,250,300 | 72.4%  | 100.0% | 1,536,162,993 | 61.8%  | 100.0% | 1,657,354,668 | 57.8%  | 100.0% | 1,649,376,475 | 53.8%  | 100.0% |
| 3 次期繰越収支差額  | 514,280,206   | 22.4%  |        | 727,237,311   | 27.6%  |        | 951,482,975   | 38.2%  |        | 1,208,620,307 | 42.2%  |        | 1,414,409,889 | 46.2%  |        |
| 合計          | 2,293,690,449 | 100.0% |        | 2,635,487,611 | 100.0% |        | 2,487,645,968 | 100.0% |        | 2,865,974,975 | 100.0% |        | 3,063,786,364 | 100.0% |        |

【用語の定義・説明】

繰入金・拠出金 他会計への操出金、合同図書館・多摩支部への拠出金

20年間にかかる総額が示されました。将来の見通しを立てましたところ、従来想定されていたものよりは若干安く済みそうで、下方修正がされています。それが1つ。それから20年前に建築したときに比べましてやはり会員が非常に増えており、増えたことによって当初は130万円だった負担金が徐々に下げられ、今50万円になっているわけですけれども、人数が増えているということ、それから将来かかる費用は若干安く済みそうだという形でこれを、50万円を40万円にするということで、お諮りしているのが先ほど申し上げた通りです。じゃあ、これをゼロにできるのかということなんですけれども、この50万円という負担金を大幅に減額する、直ちに減額するということは難しい。

【資料(12頁)】の全会計の支出のところにございますように、会館会計というところで2014年度に2億2,700万円の支出がございます。それはほぼ毎年過去にさかのぼっても同程度の金額で、会費の全体の数字の約10%がこの会館の(これは会館の維持管理だけでございます。改修は入っておりません)維持管理だけに約2億2,000万円というお金が毎年掛かっています。

それから会館の改修は今後20年間に要する金額が約30億円と考えられていますので、これを20年で割りますと毎年1億5,000万円ぐらいでしょう。そういった金額がこの会館の改修および維持管理に掛かっていますので、これが非常に大きなものになるとともに、そう簡単に減額はできないよというものももちろんあると申し上げておきます。

**関本:** ちょっと質問ですが、会館の会費の問題について、東弁だけが50万円から40万円にして、ほかの会との連絡は取っているんですか。

**中嶋:** 一弁と二弁には連絡を取っています。どこかが下げたら必ず下げますので、共同歩調を取ることに

おそくなると思います。ちなみに前回50万円に下げたときには一弁、二弁の方が先行しておりまして、それで東弁も追随しなければいけないという形で東弁が追随したと聞いています。実際のところ、三会は、この会館の経費を持ち分の割合で負担していますが、クレオは東弁と日弁連の所有になっていて、一弁、二弁はクレオを持ってない。そういう意味で一弁、二弁に比べて東弁はこの会館に対する持ち分の割合が大きいものですから、この維持管理に関する費用負担の割合が東弁は大きくなっており、苦しいのは事実です。

**殷:** 若手には、あまり会館を使わないからむだだとかいうご意見はないんですかね。

**白井(太):** 人それぞれですね。若手の中でもやはり4階の面談室を使う方や図書館を使いたいという方が多くいらっしゃる、逆に多摩の方ですと、もうそもそも会館に来られないんだから何でという側面もありますので、そこは若手の中でもやはり職場環境や状況によって大きく意見が分かれています。

## 弁護士会活動の在り方

**殷:** すごく抽象的ですけど、若い人が、弁護士会や会活動について、もうそんなのはいいや、などと思っている、というのを、皮膚感覚で感じますか。

**白井(太):** 率直に申し上げますと、何で弁護士会はむだな活動が多いんだと。むだというのは、弁護士会として弁護士知識を保つための最低限といえば綱紀・懲戒と人権擁護で、ほかの士業だとやっぱり月に1万円とか2万円で会費はやっていけるはずなのに、弁護士だと4万円とか5万円になっています。その差額の2万円とかが、綱紀・懲戒とかの弁護士自治を守るために本当に使われているのかどうかというのがすごく疑問に思う人は多いです。

**白井(裕)**：私は今問題提起してくれた他士業と弁護士会の会費を調べたことがあるんですけど、圧倒的に安いです、ほかの公認会計士協会とか税理士会とか。ただ、会の目的というのが、今おっしゃったように弁護士会がそもそも弁護士会員の活動のみを目的としてだけ存在するという感じだと、最低限の会員への通信費とか、懲戒という費用だけで済むと思うんですが、弁護士会自体が対外的な事業活動することも目的としており、今までずっとやってきた。それが支出のところの事業活動支出です。弁護士自治を維持するため、その活動は、会としてやるべき活動で、その費用は各弁護士が負担せざるを得ないだろうと、私は思います。

ただおっしゃるように、今度それが無制限に何でもやればもちろん費用が掛かるわけだから、それをどういう形で計画性を持って支出計画を立てるかが重要ですが、実際には単年度ごとの執行部体制なので、数年度の事業計画というのが弁護士会には出てない。

**白井(太)**：ちょっとその点、若手の印象としては、各執行部が新しい制度、新しい委員会をつくるということはよくあるんですけど、この分野を減らすというのがなかなかないというのがあって、それはやっぱり各執行部の実績づくりというのはあると思うんですけども、ただ現実には会費負担とかを考えていくと、増やしたり減らしたりがないと、増やす一方だと負担が重くなっていくのではないかと。減らすというのはやはり難しいんでしょうか。

**中嶋**：まさにおっしゃる通りでして、まだちょっと成果を発表できる段階にはないんですが、委員会の統廃合ということに今、鋭意努力検討中ですが、これは実は昨年度の執行部についてもそれを検討していて、これを統廃合すべきじゃないのかということの意見がまとめられています。【資料(12頁)】の

全会計にごぞいます通り、支出に多額を占めるものは、委員会費というよりは人件費が多額を占めています。なぜ職員がこれだけ必要かということになりますと、それは委員会を担当しているからです。

従って委員会の数を減らすことによって職員の負担が大幅に軽減される、それによって全体の費用が節減できるのではないのかという考え方の下に、必要な委員会も統合する。

**白井(裕)**：今のスクラップ&ビルドですが、実は私が2012年度の財務担当時、クラス制をつくるときにそれを試みました。研修の新人に当てられた研修費をけずって、それで新規にやる場合にも費用はなるべく掛けないでやる方法ということで、今までだと職員が全部資料をコピーしていたのを、新規の登録者にメールアドレスを登録してもらって、それで問題とか資料を配信して、自分で印刷して持ってもらおうと。なるべく職員を使わないということも試みたりしました。

それは、今までの弁護士会は、今までの活動はそのままにして、次の執行部が新規にやるのがどんどん乗っていくという形があり、そうすると結果的に支出は増えるという構図になっていたの、これを何とかどこかで変えたいという問題意識がありました。ただ、スクラップは、意外と結構難しいんですね。

**殷**：スクラップ&ビルドは、実行が難しいという問題はもちろんあると思いますが、ただ、それはもう今やるしかないということで、反対はできないと思うんですね。

他方、私なんかの関心だと、「夜警国家」じゃないですけど、「夜警弁護士会」で、最低限のことだけやればよいというような感じで考えてくる人が増えてきて、そういう方向に転換をするかどうかとなるともうそれは大問題です。もちろん現在の多くの弁護士は、それはたぶんそうしない方がいいだろ

うと考えていると思います。でも若い人の多くも、方向転換をしなくてよいと今後も考えていくのか、というのは関心があります。ただ、方向転換をせず、現在の路線を維持するとしても、それを維持するためにも、ある程度はスクラップ&ビルドをしないとイケない。結局、弁護士会は、最低限以上のところに手を伸ばすことに意味があるし、少なくともほかの士業界とは違う側面がある。ただそれはやっぱりやせ我慢ですよ。例えば法曹三者といっても、向こうはもう国家予算でやっていて、こちらは民間でやっていて、ただそこをやせ我慢しながら法曹三者でやってきたという面があると思います。それは社会からしてもすごく価値があったことだと個人的には思っているのですが。

## 「会館特別会計」の考え方

**司会：**今の会館特別会計の話での50万円という話がありますけど、今現在たまっている分について少しご意見を伺いたいです。

**関本：**もともとこの会館を作ったのは1995年でしょう。それで20年でしょう。もともと当初130万円でした。それを払ってきたお金は、一体この会館をいつまで存続させる目的で集めたお金なのかというのがよく分からないんですよ。

例えばそれが30年で仮に終わるとして、じゃあ、今20年目じゃないですか。あと10年。これから建て替えるのか、それとも別のところに第2会館を作るとか、いろいろな議論がある。その辺のことをやっぱりもう

## コラム

### 「会館特別会計」の成り立ちとこれから 会館委員会委員 佐藤 治隆 (22期)

新(現)会館の資金計画は、単に建設費だけでなく、建築後の数度の大規模修繕費を含め約30年間の会館維持資金も想定して策定されました。支出については、管理事務所や施工業者と一体となって維持管理費の節減に努めてきたので、想定を下回っていると思います。ただ、会員数が爆発的に増えたことは想定外でした。会員数の増加によって収入が増えたことは事実ですが、会館臨時会費も、130万円から現在では50万円(分割可)まで減額されていますので、総体としてはそれ程増えたというわけではありません。

会館建設資金は、着工前「新会館建設特別会費」として十数年積み立てられ、さらに新会館建設資金の寄付ないし特別会費として、会員に最低130万円の負担が求められたのです。さらに、強制ではありませんが、これを超える寄付目標が修習期や役員経験等を基準に設けられました(130万~500万円)。当時、新会館の維持費等が、会の財政を圧迫し、会務が停滞すると懸念から反対される方もあり、万全を期すため、将来の維持費も含め、当時の会員の皆様に大きな無理・

犠牲を強いたのです。その中には、会館を殆ど利用することができなかった方も少ないとは言えません。弁護士会の将来のために会館の維持、管理に使用するという約束の元、積み立てられた基金です。これを目的外に使用することは、原則としてできないと考えます。これを埋蔵金だという方がいるようですが、この基金は、会の今後の財政の基盤となる基本財産であり、会の一般活動に消費したり、会員に直接還元したりできる性格のものではありません。会の活動費は、その時々の方の負担によってなされるべきもので、この資金に手を付けることは財政規律を崩します。

会館の維持管理(大修繕を含む)以外は、例えば、震災時等の会館対応・復旧その他非常事態に使用することは許されると思います。また現在の会館を補完する第二会館建設に使うことは、関連性があるとは思いますが、変化する社会状況の中で、固定資産を新たに取得することが良いか否かは、会員の意見を聴きながら、慎重に判断すべきことだと思います。



そろそろ始めていかないと、何かいつまでたってもこの会館特別会計がいったい幾らあっていいのか、どの程度あったらいいのかという議論が終わらないと思うんですね。だからそろそろやっぱり四会でやらないといけないのかなという気はしますよね。

**中嶋：**日弁連でその一般会費を減額するということを提案するに当たってもシミュレーションをやっていますし、同様のシミュレーションは東弁でも行いました。

今のまま、50万円のまま集めていくと、どんどん残高が増えていくことになります。40万円に減額しても増えていく。ただしゼロにしてしまうと、なくなってしまいます。これは今の建物が使えなくなったら、もう建て直さないでどこかへ移って、賃貸でもいいじゃないかという考え方も1つあるし、使えなくなったときにいらっしゃる会員がどうするか考えればいいという考え方があり、他方でいつでも建て直すためにお金を取っておかなければいけないという考え方もあり、そういう中で、現状の残っているお金は減らさないでほしい取っておくというのがそのちょうど中間的なところでして、そうすると40万円ぐらいでも、そう減りもしないし、そう増えもしないで維持されていくという、その中間的なところで今回の提案をさせていただいています。

## 法律相談事業

**司会：**次に法律相談事業の赤字についてご意見を伺いたいと思います。

**中嶋：**昨年度の法律相談会計の赤字は5,600万円です。つまり相談料および相談を通じて個人事件になった場合の着手金と報酬の納付金を収入とし、それに対する法律相談のいろいろな建物の賃借や人件費を支出と考えてこういう赤字になっているから良くないという考え方が1つあります。ただ、もう1つ



2015年度 財務担当副会長  
中嶋 公雄

の考え方として、実際に会とは関係ないところで、法律相談で、その法律相談に携わった弁護士に納付金以外にご自身に収入があるわけで、弁護士全体ということで考えると、その部分も入れれば明らかに法律相談は黒字です。そのため、単純にこの会費の中に現れてくる5,600万円という赤字でもって法律相談をやめるという議論は間違っているのではないのかという考え方をされる会員もいらっしゃいます。それと、あとは法律相談のプロボノ活動といえますか、国民、市民に対する弁護士会の役割を考えてみたときに、赤字だからやめるのが妥当かどうかという問題もございます。したがって、法律相談を直ちに廃止するというのではなく、具体的にはインターネットによる予約システムを導入したり、錦糸町のセンターで新たな実験を行うことを検討しているところです。

**殷：**これも夜警国家の話じゃないわけですけど、攻めていくのか、それとももうある程度守りに入っていくのかというのが大きくあるところですね。法律相談は、ここ数年は赤字が大きかったので、とにかくその出血を止めなければいけないということをやっています。当座の赤字を止めて、それから箱物はできる限り持たないようにしようというコンセンサスはできていると思います。そこまでは合意がありますが、若手の人と話をしていると、もっとインターネットに大きく投資をすれば、ネットで集客している大手の法律事務所と対抗できると言ってくれた人もいました。ただ、実際それをコンセンサスを取って、弁護士会のようなこんな大きい団体のところでやっていけるかという、なかなか難しい。

**白井(裕)：**法律相談事業は、私たち弁護士としてのまず基本的な業務の一つなので、私はそれを会がやることには意味があると思っています。赤字の中身が何かというと、やはり箱物を持っている、要する

日弁連財務委員会委員長  
東弁会費問題検討WG議長  
関本 隆史



に賃貸料と、そこにいる事務員の人件費、弁護士への日当というものです。従って、その支出に代わる方法がないかということを考えればいいんじゃないかと思っています。

例えばの話ですが、私は23区内を4つぐらいに分割して、相談者がその地域の人だったら、その地域の弁護士、当番弁護士みたいに待機してもらって、そこの事務所に行って相談してもらおう。待機している間、日当も出ないけれども、ほかのお仕事もできるし、相談が回ってくれば仕事になるかもしれない。そういう点では日当も、賃貸料も必要なく、人件費は事務員が1人本会の方で、コールセンターとしてやれば済むぐらいじゃないかと。こういう風に事業形態を変えていけば、別な形で法律相談事業がもっと広がるんじゃないかなと思っています。

**関本：**確かに法律相談事業がどうしてもインターネットによる法律相談の普及でもって大手の法律事務所には何か独占されているようなところがあって、他方弁護士会は図体が大きくて小回りが利かないものだからなかなか対応できないところがあります。ただ、やっぱり弁護士会が法律相談をやめてしまうわけにいかないで、こればかりはいろいろ工夫しながら維持しないとイケないですね。

## 相談料の無料化は？

**司会：**相談料の無料化については、皆さん、どのようにお考えですか。

**白井(太)：**法律相談がプロボノなのか業務獲得の手段なのかという問題ですが、上の期の方は法律相談が今みたいにネットで簡単に申し込めなくてなかなか相談する場所もないという中で弁護士会がそういう箱物をつくって相談に乗ることに意義があるという意識をずっと持っていた方もいらっしゃる。今の若

手だと、入ったときから相談担当者の枠の応募者の方が多すぎて、そもそも応募者全員が担当できないという業務的なものになっていますので、ちょっと若手の方を助けてほしいというのは本音です。

相談料は、例えば法テラスが四谷にあったころにはただでやっているのに、上の階では相談料を取っているというのでは、そもそも相談者が来るんだろうかという疑問を、普通に持つと思う。プロボノだったら本当にそれでも法テラスに行く人は行けばいいし、弁護士会の方に来たい人は5,000円払って来てもらえばどっちにしろちゃんと法律相談はできるのでいいとは思いますが、業務対策だったらできればこっちの弁護士会の方に来てくださいとするほうがいいと思いますので、相談料がただという競争相手がいる以上はそれに合わせないとイケないかなと思いますけど。

**中嶋：**例えば法テラスとの関係で無料化した方がいいのかもしれませんが、実験的に札幌弁護士会その他で無料化をしてみているが、うまくいっていない。相談件数は増えていますが、冷やかしが逆に増えてしまって実際の受任に結び付いていないと聞いています。

逆に我々が今考えているのは、例えば大手の法律事務所とかインターネットに対抗してやっていくためには、弁護士会であるからこそ安心できる専門家をきっちり紹介できる制度、弁護士会の法律相談ならば安心できるという制度の構築、そこが弁護士会の法律相談の生き残る道ではないのかということです。これは我が東京弁護士会だけじゃなくて、この間愛知県弁護士会と交流会もしたんですが、ここも同じことで、そういったことを模索している。しかしこれが若手を入れるということと反することになる、1年目の人をちょっと紹介できないことになるものですから、そこをどうするかということで、さっき関本



2012年度財務担当副会長  
白井 裕子

会員がおっしゃった専門家と若手の2人体制による相談。弁護士会の法律相談は2人でやるので安心して下さいということによって、有料でもそれで人を呼ぶ形でできないかというところが、今、目指す最大公約数みたいなところでしょうか。

ベテランと若手でやるということは、消費者問題などではずっと前から行われているところでして、あと医療問題ですかね。そういった形で分野によっては行われています。今後はそういう弁護士会の法律相談の専門性を表に出した上で、2人体制で臨んでいくことが生き残る道かなということです。他方、東弁は労働相談の無料化を今年度から始めました。

**白井(裕)：**いろいろな意見はありますが、たぶん他士業との競争を考えると、どういふスタンスを弁護士会が取るかというのは、もう考えないといけない時期じゃないかなという気はしますね。

**殷：**インターネットのビジネスモデルじゃないけど、ただで集客したうえで、他の部分で課金するという方策もあります。

**関本：**いつも思うのは、30分の法律相談が原則でしょうが、何も相談できないんですよね。相談しに来る方も、相談を受ける側もある程度準備するような形でやっていかないと、法律相談しても意味がない法律相談になってしまう。例えば1時間を原則にするなど、相談する際にはお互い準備するような形でできるようにした方がいいのかな。でもやっぱり法律相談は若手にとっては1つの業務対策ですよ。

**白井(太)：**はい。若手にとって、やっぱり法律相談で棒をちゃんとつくってほしいというのはあって、今は逆に3年以上だったり1年以上だったり、かつ登録のタイミングによってはそれ以上担当できないこともあります。それは特に1年目でノキ弁になった人ですと本当に生活に直結するような問題ですから、

ぜひ検討していただきたいというのが若手側の意見ですよ。

**殷：**事件を1件でも取ったらその収入で、その月の(弁護士)会費ぐらいが出るようにするのが本当は建設的なんですね。

**白井(太)：**本来、地方会ですとそういう現状としてあるので、だから若手の会費とかの問題についても意見が東京と違う。

**白井(裕)：**福岡は高いんですね。だけど実際に会員は各地方公共団体の方が法律相談を持っているので、そこに行けば、仕事も割り振られてくるから会費分ぐらいたぶん払える。だから一概に現状会費が高いのかというのも、やはり会がどれだけ会員に還元できているのかどうかという部分のところで見ないと、金額だけではちょっと見られないと思います。

だから今、若手の方が高いと思うのは、やはり会からの恩恵が実感できないということにあるのだと思います。

**殷：**法律相談の方に投資できるよい案があればと思います。会費を減額して、会員に少額を返金したりするよりも、それを投資に廻せたら、と思うのですが。

**白井(裕)：**やはり複数受任にして、逆にそこから若手は分けてもらう。複数でやるのは、お互いに勉強になると思うし、会が業務拡大と実務研修と若手対策の場として法律相談事業を位置付ければ、ノキ弁や即独の人でも少しずつブラッシュアップできるかな、という気はしています。

**司会：**日当を出す必要はありますか。

**白井(裕)：**若手に聞くと、もう日当じゃなくて、やっぱり仕事、受任の機会を与えてほしいというのが多い意見です。蒲田は廃止していますよね。

**殷：**ただ端的に言うと、日当の廃止については反対意見が多くてできない。



2014年度 監事  
殷 勇基

**関本：**自分の勉強ということを考えた場合には、むしろそっちの方が大きいと思いますが。

## 弁護士会法律相談の課題

**白井(太)：**蒲田は若手から見ると別の問題があって、上の期で共同受任してくれない方が結構いるんですね。2人受任の問題は実は、蒲田だけではなく全面的です。

**中嶋：**すべて2人で共同受任にした場合、たまたま当たった先輩との関係の問題で、いい事件だと上の期の方が勝手にお客さんと連絡を取って1人で持っていったり、あとは、いい事件でないやっておけという方もいて困るとか。

**白井(太)：**そうですね。だいたいそのパターンが多いですね。

**中嶋：**そういうようなことが非常に多くて、2人でやるというのも、言うほどやさしいことではないんですね。ただし、消費者問題、消費者相談などはもう私が弁護士になったときからたぶん2人体制ですずっとやっていますが、あそこはなぜうまくいっているかというと、必ず研修会、月に1回勉強会をやって、取った事件を報告して、そこでみんなにたたかれるということを義務化しているんですね。そこでその研修会に出ていかないと来年からは相談担当に回してもらえないと。変なやり方をすると周りからたたかれる。だからそういった形での全員で監視する、そこまでやらないと。それはちゃんと受任しているかどうかだけじゃなくて勉強のためにも、そういうやり方じゃだめ、こういうやり方をしなきゃいけないという形での能力のアップということにもなっているんです。そういう形ですべてやらないと2人体制もできないし、逆にそうやって全員の能力を上げていくことが弁護士会の法律相談の道かとも私は思うんですけどね。

**白井(裕)：**専門じゃなくても、たぶん一般事件でも、若手のOJTみたいな考え方で、とにかく弁護士会主催の法律相談から受けた案件は報告して、ある程度の経過報告的なものを1回入れて、そして最後、どんなふう処理され配分もどうされたか、ぐらいのチェックまで会としてやってもいいんじゃないかと思います。

**中嶋：**そういったことをやっていると会全体がまた業務量が増えていって、スリム化ということと反するんですね。そのためにまた委員会みたいなものを定期的にやっつけていかなくちゃいけないわけですから。

**関本：**非常に手間が掛かることなんですよ。でもそこをやったりやっつけていかないといけないでしょうね、きっとね。

## 公設事務所の存在意義

**司会：**公設事務所の赤字について、中嶋副会長から簡単に導入をお願いします。

**中嶋：**公設事務所の赤字は、そう大きなものではないと考えておまして、特に昨年度、各公設事務所はかなり頑張っておられています。従って公設事務所の赤字というものは、まったくないわけじゃないけどそう大きな問題ではないと認識しています。

他方、その役割としましては、他職経験の受け入れとして、裁判官、検察官が弁護士の経験をしたいという場合に、弁護士経験がない新人をかなりの高給(元の給料)で雇わなきゃいけない。ということで受入先事務所がなかなかないので、公設事務所がその役割を果たしています。それから法テラス、ひまわりに行ったり、受け入れたりとといったことに大きな役割を果たしています。東京における都市型公設事務所の役割は大きいものがあると思いますし、それに比して赤字はさしたるものではないし、会員の大きな

負担になるようなものではないと認識はしています。

**白井(裕)**：公設事務所の問題点は、貸付金が多額に会から出されているので、その回収、その部分をどういうふうと考えていくかということですね。

**中嶋**：回収は繰り延べたりしていますけれども、回収困難という状況には至っていないと把握しています。

**関本**：そう簡単に免除はできないでしょうね。

**白井(太)**：公設事務所は黒字を出さないといけない理由があるのでしょうか。本来ですと、弁護士の方では競争相手にならないような事件を受けてもらうために受け皿としてつくっていると思いますので、みんなで赤字を支えて、ただ自分では受け入れない事件をそこにやってもらうというのが本来の公設の趣旨と思うのですが、今の時代、皆さん、よく公設の赤字という話をしますが、どういう趣旨で公設にお金を出しているんですか。

**白井(裕)**：今まで問題にされていたのは、要するに家賃などは負担してないのになぜ黒字にならないんだと、端的に言えばそういう問題だったんじゃないですかね。例えば、弁護士が受けられないような事件をやっているならいいけど、そうじゃない部分のものを公設が事件を取っているんだったら僕たちに回してよ、と言っている若手の方はいました。だから公設事務所が開設された当時の部分と、今、もう昔だったら弁護士があまり受けたくないようなところでも、若手だったらそれでもやりますというような時代になってきているときに、公設事務所の事件の受任というのをどう考えるのかという、若手の方からの問題意識はたぶんあると思います。

**白井(太)**：例えば多摩パブリックですと、他土業と共同で多摩の各市町村で相談会をやっています。これはたぶん弁護士会でやってほしい、若手がやってほしい事業なんですよ。そういうことをやってもらって若手に相談枠をくださいという事業を実は公設が

新進会員活動委員会  
「若手弁護士が語る会」担当  
白井 太郎



結構やっているんですね。公設は信頼性がありますので、若手の弁護士が、のこのこと市役所に行ってやらせてくださいと言っても門前払いされますけど、弁護士会の裏付けがあるところに行く結構対応してくれるというのはあって、それは東京パブリックでも、豊島区とか板橋区でもやっているの、それはむしろ競争相手に民業圧迫な感じは受けています。それは公設の本来の役割じゃないと思いますので、そこで黒字化を図ろうと思ってやるのはちょっと違うのかなというのが率直な印象ですね。

## 法律相談の信頼性

**中嶋**：ただ、法律相談が信頼があるかどうかという問題があり、この間、区役所の消費者生活センターで消費者相談をやっている方とお話ししたんですけれども、その消費者相談でこれは弁護士案件だと思ったときに、弁護士会の法律相談に回すとそれを解決できなくてまた消費者相談に戻っちゃうという事件が頻発していて、弁護士会の法律相談に回せないという話なんですよ。そういう状況の中で、消費者相談で信頼できる弁護士リストを独自に作っていて、そこにしか回せない。その中に公設もあるんですよ。この案件は公設事務所のどの弁護士、この案件だったらどの弁護士と、自分で名簿を作っていますから。裁判所が弁護士会に回さないで、破産管財人を、独自のリストを作って回してやっているのと同じです。だからこの法律相談の信頼性を何とかしないとだめなんですよ。仕事がよそから回ってこない。高齢者だって、裁判所から信用されなくて、後見人の仕事が回ってこなくなっちゃったじゃないですか。

**関本**：でも最近は大いぶよかったみたいですよ。

**中嶋**：そのために、東京弁護士会がものすごく力を入れた。家庭裁判所の信頼を回復するために、専属

の嘱託を1人配置して、問題のある後見人が選ばれないように事件を一個一個見ながら、これだったらこの後見人はできるということを一人一人見ながらちゃんと事件を配置しているんですよ。それで家庭裁判所の信頼を得て、ようやく事件が回ってくるようになったんですね。だからそういうふうにはやらないと、もうよそから仕事を回してもらえない。1年目だから仕事をくださいと。あげたいのはやまやまだけど、それじゃ仕事を取ってこれないんです。

**白井(裕)：**本来のロースクールの目的は、一般法律相談くらいはできる素地をつくることにあったんですけどね。

**中嶋：**率直に申し上げますと、いわゆる昔からあった消費者相談や専門相談のほかに、一般相談ということでは人が集まらなくて、それをやめて、分野別相談という制度を今検討中です。

本当に専門的な専門相談と、そうではなくて分野別、離婚といったようなものについては分野別相談をつくって、今でもそうなっていますけど、そこにしても一定限度の知識と経験が必要になってきます。だけどそのために1年目じゃだめというんじゃなくて、2人セットという形を取ります。

## 繰越金をどうするか

**司会：**一般会計で繰越金が多く残っています。繰越金の問題についてご意見をどうぞ。

**白井(裕)：**東弁の公益法人の会計システムは単年度ごとになっているので、繰越金をそこでどう使うかというシステムにはなってないんですね。それで今、多額に残っていますが、これからは繰越金をどう使うのかも含めて、事業計画と会費とか、そういうものを総合的に考えていかなければいけないのではないのでしょうか。

**関本：**繰越金はどのくらいあるんですか。

**中嶋：**14億円です。

**白井(裕)：**結局、一般会計を赤字にしないとそこを使えないんだけど、執行部は自分のときに赤字を出したくないから、どうしても黒字決算になってしまう。けど実際にはこの会計システムだと前年度繰越されたものを次年度に計上して、そこを使いましょうということができないから、この繰越金をどうするのかというのは問題です。

**関本：**日弁連も同じです。日弁連は執行部が2年です。だから今、2016年度以降の会計の在り方、会費の見込みをやっている。それでその33億円という繰越金をどうするかという問題がやっぱりあって、これを会費に全額、いや、全額とは言わないまでも、幾らか、例えば15億円ぐらい残しておいて、その余を会費の減額の原資にすれば結構な会費の減額ができる。でもそれはなかなか難しいようです。15億円でも足りないというか、その時々執行部が行うべきいろいろな予定がある、いろいろな事故もある、例えば東日本大震災があったりして使った経緯もあるので、なかなか繰越金に手を付けることが難しい状況があるようです。だから繰越金をそのまま会費の減額の引当金に使えないんですね。

**殿：**3カ年とか5カ年の中期計画がないので、構造的ではありますよね。

**中嶋：**できないことはない、やろうと思えばできる。やらないだけの話なので。

**白井(裕)：**ただ難しいのは、会計問題だから総会を開く必要があるが、単年度ごとに執行部が代わっちゃうから、その単年度の執行部はそうだと分かったときには、もうそれを実行するというところにいかない。

**中嶋：**そこはやるかどうか分からないんですけども、やろうと思えばそれはできますよ。繰越金の14億円は、例えばこういうふうに決めるといって14億円の

赤字予算を組めばいいんですから、それはやろうと思えばできます。

**白井(裕)**：手法としては赤字決算にすればいいのですが、問題はその必要性です。実はパソコンのシステム改修がその後、そんなに使わないでいいという前提でいけるのかどうかということです。特別に多く出るだろうともし予想するのであればその手当てはしておく必要があります。

**中嶋**：でも今年度はシステムの改修にも非常に多額の、全部で2億円近い予算を取ってあって、来年度もかなりいると思います。ただ14億円全部使うというほどではないですけど。それよりも一番使い道として考えられるのは退職金なんですね。職員の退職金が全然積んでない。

例えばこの14億円のうち、相当部分は職員の退職金として積みなければいけないし、いろいろなコンピューターの改修のために積みなければいけない。それはその必要な分を積んで3億円、4億円、5億円の赤字にしますというふうにはやっていけばできるんです。そこを無理やりやろうとしなければいけないし、少なくとも3年の間にはやらなければいけない。

**白井(裕)**：それで、今残っている部分の問題は、別な形で言えば積み立てという形で計上されている特定資産、事業用資産と退職金の計上の仕方です。計画的に、例えば何年後に何かをする、そのために例えば3億円必要だと思ったら繰越金を事業用資産のところに積みましょう、みたいな形で手当てしていくとかね。だけど事業が何をすることが決まってないから、その事業資産にいくら積み立てると言うのと、なかなかその金額が出てこないという部分が今の現状だと思うんですね。

**殷**：そうですね。繰越金がたまっていることはもちろんもっと会内に周知されるべきだと思います。ただ、繰越金がたまっていることを知っても、事実としては

そうなんだけど、あんまり短絡的な話になって、じゃあ、もう会費を減らせというだけの話になってしまうのは問題だと思います。逆にそのお金を使ってもっと若手支援などのためのいい事業に使えるということになればいいのですが。安易に流れないようなかたちで議論に参加してもらうことが必要だと思います。

**白井(裕)**：その点では、だから何をするかというのをまず議論してからお金の話をした方がいいんじゃないかなという気が私はしています。

## 今後の対応

**司会**：それでは最後の「今後の対応」に移ります。組織論を含めて皆さんお一人ずつ順番で。

**白井(太)**：特に若い人ですけれども、イソ弁という典型的なパターンではなくて、ノキ弁、即独、あとインハウスもすごく割合が増えていて、数も1割弱に近づいていると思いますけれども、いろいろな多様性が出てきていると思います。

その中で弁護士会が何をやるべきか、どこまでやるべきか、それは弁護士の負担でやるべきかということについては、昔のような一枚岩ではなくなってきていると思いますので、多様な意見を聞ける環境をつくっていただいて、ぜひそれを踏まえた会費問題についての検討をしていただきたいと思っております。あとはできれば若手に優しくということをお願いします。

**殷**：若手の方が不満を感じておられて、ただその不満はエネルギーなので、それを、改革のためのエネルギーとしてどうやって使っていただくか。若手の人にもその不満を使って会の中に入ってきて改革のために使ってもらいたいなどは思うんですけど。新進活動などをもっと広げて弁護士会をいい方に変え



ていくようにそのエネルギーを使えないかなと思います。

**白井(裕)：**私はやはりこの財政問題を考える場合は、4年ぐらいの中期の、まず弁護士会としての基本的な方向性と具体的な計画案、そしてそれを裏付けるために財政をどれぐらい必要として、どの程度配分していくか、ある程度そういう計画的な財政計画を立てていかないと、何かいつまでたっても分からない財政、検証のしようもない財政という感じがするので、一応そういう方向を弁護士会としては目指したらいいのではないかなと思っています。

**司会：**具体的にはどんな組織なんですか。

**白井(裕)：**例えば、今、優先課題の若手対策ということだったら、この後4年間で若手のために何をするのか、どういうことをするのかということ具体的に、例えば今1つの政策としてクラス制がありますが、それがどの程度まで機能しているのか、それから現実的な問題として、さっきのOJTの問題というのは法律相談と絡めてできないのかとか考えるべきで、抽象的に若手対策と言って会費を下げるような話ではなくて、やっぱり弁護士として、もう3年たったら同じように闘える弁護士をどう育て上げるのかということを弁護士会が考えていかないといけないんじゃないかなと思っています。それは1年ごとじゃなくて4年ぐらいのスパンで考えて、それにじゃあ、財政をどれだけ注入していくのか、そういうことを考えるべきじゃないかな、という気はしています。

**関本：**会費問題検討ワーキンググループというのを去年やったんですね。そのときにやっぱり若手のいわゆる会費の問題一般についても結構議論したんですよ。そこに新進会員活動委員会の委員長にも来ていただいたし、会派の会合でも若手会員に話をお聞きしている。皆さん本音では、法科大学院当時の貸与金、奨学金がちょうど5年目ぐらいに借り入れが

多い人で800万円ぐらいになって、それが非常に大変だと言われる。だからその辺の声をうまく弁護士会ないしは日弁連が吸い上げないといけないのですが、この間も日弁連の財務委員会では、東弁から行った会員は結構言うんですけど、なかなか地方の人は分かってくれない。だから日弁連の方も、何だその程度かという意識で若手のいわゆる若手故の減額の問題は特に取り上げなくなっちゃったわけですよ。だからそこは吸い上げ方が足りないのかなという気もして反省しているんですが、若手弁護士が語る会とか新進会員活動委員会の方でも、もう少し積極的にその辺のことをアピールした方がいいのかなと思いました。

**司会：**皆様の今までのご意見を踏まえて、副会長の方から最後の締めをお願いいたします。

**中嶋：**若手のための対策と申しますか、若手の負担軽減ということについては重要な検討課題だとは認識しています。しかし現実問題としてなかなかドラチックにやるのが難しいものですから、それを考えますと、やはり会員にいろいろと意見を積極的に出していただくことが肝要かなと考えています。先ほど申し上げたように、会館の臨時会費50万円を40万円に下げるということにつきましては、順調にこのまま進めば3月の臨時総会で議論させていただくと思います。そこの総会に出ていただいて、40万円じゃ足りない、もっと下げろといったような形で活発に議論をしていただくことが執行部その他、来年度の執行部も含めてですけれども、そういったことを動かすことになると思いますので、もちろん必要な情報は開示いたしますし、隠すものではございません。どんどん質問していただき、ぜひ関心を持って議論に参加していただきたいと思います。

(構成：味岡 康子)





俳優・歌舞伎役者

## 香川照之さん

どんな役を演じて、その凄すぎる演技で圧倒的な存在感を感じさせる香川照之さん。3年前には市川中車を襲名され、歌舞伎俳優としても活躍されています。役作りはどのような背景から生まれてくるのか、歌舞伎界への進出にける思い、弁護士に対して期待することなど、熱い思いを率直に語っていただきました。

(聞き手・構成：湊 信明, 佐藤 光子, 西川達也)

— 大学在学中のころから、テレビ局でADとしてアルバイトをされていたということですが、最終的に俳優として生きていこうと決められたというのは、いつごろだったのでしょうか。

大学4年の皆が就職活動をしている夏休みですね。当時は大学4年の夏休みからで十分就職活動が間に合うという時代でしたけれど、もう僕は会社勤めはしないと、できない、スーツは着られないというふうになんとなく決めていたので。母親がよく知っているプロデューサーのテレビ局でADをやって、ただ、役者をやるといふふうにした上でADをやっていました。

— そうしますと、俳優になることを決められてからテレビ局で働くようになったということですね。

そうですね。資格がない仕事なので、今日なりますと言った瞬間なれるという恐ろしい仕事です。その意味では、後々こういういばらの道が待っているとは、その当時は思いもよらなかったということですね。

— テレビや映画、CMなどで大活躍されていますが、出演作のリストを見せていただくと、本当にいずれも話題作やヒット作ばかりです。おそらくオファーは殺到されているかと思うのですが、どの仕事を選ばれるかという基準はあるのでしょうか。

この20年以上やってきた中で、仕事を選ばせていただく何かがあるとすると、単純ににおいでですかね。直感です。それが光に包まれているようなにおいがするかどうかですね。つまなくても、小さくても、かかわっている人だったりとか、共演者もそうかもしれないし、監督もそうかもしれないですけど、健全な、明るくて、しっかりと一生懸命何かをやるという、その努力を惜しまないというような、いずれ光が当たって、引き上げられるような努力をしているような集団の仕事に対しては、引き受けようと思いますね。

— そうしたものは、やはり日ごろから、その人の仕事ぶりなどを観察されているのでしょうか。

そうですね。でも、そうでしょうお仕事って。一緒に仕事をして、この人はこんな人かって、見た瞬間に分かった通りになる。そうじゃない例外もあると思いますよ。いいと思った人が悪い、悪いと思った人がいいということもあると思います。ただ、たぶん弁護士と依頼者の関係と同じで、何となく、その人が努力をしているか、あるいは逆に僕がかかわることで、その集団を引き上げられるようにしたいと思うかが、仕事を選ぶ第一の、そして最終的な原理のような気がするんですよ。

——弁護士の仕事ともつながるところがありそうですね。

絶対そう思いますね。対人間ですから。もう一歩言えば、今は何が来ても、僕がかかわることによってよくするという、その責任があるということですかね。それが僕の今の立場での責任だと思うんです。若いころには、こういうのはもちろん分らなかったですけど。

——テレビでは、最近では『半沢直樹』の大和田常務役が世間の印象に残るところですが、役作りはどのようになさっているのでしょうか。

歌舞伎では鏡の前でやったりすることもありますけど、テレビや映画に関して言えば、役作りというのは実は何もしてないです、もう。まったくしないです。

単純に台本を読んで、その場で起こる一番つらい、こっちに負荷がかかることは何かというのを探すんですよ。台本の中で、例えば僕の演じる登場人物が、窓ガラスを割るということは書いてなくても、その人間が窓ガラスを割る可能性なんかをずっと想像しながら。そして、その場で一番つらい、きつい、痛い、我慢できないということを役者が率先してやる。それによって、スタッフがついて来ると思うんですよ。

役者というのは、先頭に立って胃袋を広げる役割だと思っているんですよ。僕にとって役作りというのは、そういうことですね。台本を読んだときに一番きつい、きついというのは自分にとってですね。一番取り返しがつかない、ケチャップをそこにばらまくとか、その辺をめちゃくちゃにぶち破るとか、そういう取り返しがつかない一番きつい状況を想定して、そこから引いていくということが役作りですかね。

個人の問題ではないですね。この役はこういう役で、そこに入っていかとかという個では動いてないです。もっと集団を良い意味で狂気と言えるような状況に持っていくために僕はどうするかという、そういうイタコみみたいな存在だと思っているので。

——では、あの有名な土下座のシーンも、特に練習したわけではないのですね。

ないですね。僕の中では、ああいう人というのは、

土下座するすると言っておきながらしないんです、絶対に。逃げまくるんです、いろいろな手を使って。監督に最終的に土下座しないというのはありますかという話もしました。

でも、平行線をそのまま押し進めたらドラマは終わらないので、監督がやっぱり土下座をしてくれと。何回か前に堺雅人さんが僕に土下座する逆の構図として、やっぱり最後に大和田が頭を下げることによって終わってくれと。

じゃあ、絶対土下座をしない人が土下座するとどうなるかと僕は思ったわけです。そうしたら、あれは実際編集していますけど、土下座をしかけてから最後まで3分ぐらいかかっているんですよ。土下座を絶対にしない人がしたらどうなるかというのを考えてやると。歌舞伎をやったことによって体力的なことだったり、芝居的なこともどんどんダイナミックさが身に付いてきたので、映像だけをやっているときの創造性とはまったく違う方にエンジンが入って、ああいう演技になったとは思わんですけどね。

あのシーンは、台本を読んだだけで、一番きついことが何かっていう先ほど申し上げたことと、土下座を絶対しない人がしたらどうなるかという、もしかしたらその2つぐらいであれができていますよ。

——すごいですね。

シンプルで数の少ない方向性ですね。ゴルフで打つときも、いろいろぐちゃぐちゃ考えないで、ワン、ツー、スリーで打っている方が実はいい結果を残したりするように。

ただ、いつも自分の心臓の鼓動だったりとか、過呼吸になったりするという限界までやるつもりではいます。そうじゃないと切り取る意味がない。ドラマ、ドラマツルギーというのは、あるいはドラマチックってそういうことだと思うので。

——表情を練習されたりはしないんですか。

しないですね。あのドラマでは、よく表情、表情と言われましたけど、僕の中では「悔しい」とかそういう

気持ちそのままです。これも歌舞伎の影響ですかね。歌舞伎は顔の筋肉を動かして、3階席に見えるようにしますので、さらにこうなったという感じです。

—「やれるものならやってみな」というあの表情は、こうして紳士的に話されている香川さんの中にあるとは思えないのですが。

僕の中にあれはあるんですよ。例えば「0を100倍にしても、0は0だよ、半沢君」とか、いろいろなアドリブをあのだらまの中で言いましたけど、「やれるもんならやってみな」というのも、あの言い方に落ち着いたのは、やっぱり僕の中にある皮肉性だとか、意地悪さとか、悪の気持ちなんですね。

役者というのは、ないものは出ないんですよ。それは、弁護士の方が裁判所でやられるときも、「違うな」と思って言っていることは絶対に伝わらないと僕は思うんですよ。本当にそう思って言っていることが裁判官を突き動かしていく。僕の理想論では芝居というのも一緒に、やっぱりないものは出ない。逆に言うと、出たということは、それが僕の中にあるんですね。

—まさしく鬼の形相も、鏡で練習するとかではなくて、自然にわき出てくる。

練習というのは、まったくないです。自分の中での一番、100%に向かっていくだけですね。常に100%をやるという癖が付いてないと僕はできてないと思うんです。60%で終わりとか、40%でいいかなと生きている人では、なかなかそうはならないと思うんです。

僕は、10年ぐらい前から、常に一番きつい100%に向かうことをやると決めたので、その癖がたぶんこの場でも出てくると思うんですよ。あ、嫌だな、と思うことからまずやってやろうと思っているので、その鬼の形相も、100%というものに瞬時に向かう癖が付いているから出てきたと思うんです。

—同時に何本かのドラマの撮影などが重なったりすることもあるかと思うのですが、それだけ役に入り込まれていると、別の現場に変わったときにさっと変わるものでしょうか。

変わらないということは、まったくないです。歌舞伎なんて、例えば『伊達の十役』なんか、女形にもなったりしながら10個役をやらなきゃいけないわけです。役に入ったら出られないなんていうのはまったくの都市伝説で、そういう役者がいらっやいますけど、僕はそんなことはないですね。

僕は単純に、台本に書いてあることに素直に忠実にやるだけなんです。自分の何か大切なものにしがみつくと、全部自分に粘って自分の味が出ちゃう。自分をすっ飛ばして台本に素直であるということに忠実にいたいですね。

—台本を読んで、事前に作り上げたキャラクターと、現場で監督がこうしてくれというのが違ったりした場合は、どうされるのでしょうか。

もう微妙な修正なので、それも素直に監督の話を聞いて、自分の中にある、ん、あれ、というのを1個見つけるだけなんですね。

キャラクターを作り上げるとか、うねうねした何か抽象的な心の作業ではないです。ん、じゃあ、あそこであれだから、たぶん、あ、この人はあきらめる人なんだとか。具体的で単純な物差しを1個当てることでずいぶん修正されるので、あとは、そう思っただけで変わるとか、ちょっと早く言ってみようとか、単純にそんなことですかね。小さな声で言ってみようとか。

—あとはそれに沿ってやっていけば、もうその登場人物になる。

うん、大丈夫ですね。何よりも僕が疑ってないので。

—撮影などの現場で心掛けられていることはありますか。

その現場を1人でも多くの人を楽しかったと言えるようにすることが役者の責任だと思っています。スタッフだってなけなしのお金でやっているわけじゃないですか。ずっと1日中照明を持っている人とか、マイクを持っている人とか、すごく頑張っていると思うんです。彼らが家に帰ったときに「いや、今日はこういう

役者がいてね、これもう正気じゃないね」というようなことを、1個でもお話としてエピソードを与えられるかどうかです。それはもはや自分の問題ではなくて、僕が役に入るとか、役がどうだとかは、そこにはもうないですね。

ただ、歌舞伎では、今僕はそれはできないです。それこそいっぱいいっぱいやっているんです。歌舞伎をやったことのプラスの面として、より恐ろしい世界を知ったことで、誰よりも今は強いのは、負けることを恐れていない、この強さだと思いますね。これは結構な、僕の中ではいい剣が手に入ったような感覚ですね。

—— テレビと映画で、それぞれの演技で気をつけているということ、何か違うということはあるのでしょうか。

違いはまったくないです。気をつけているのは、俳優が1つの感情に飲み込まれ溺れ、ウェットなジメジメした芝居に陥っているときに、そこからまったく対極に飛躍できるかという軽さを持てるかどうかです。サッカーでいう「逆サイドに振る」ということですね。僕が逆サイドに振る。こっちの方に固まってきたなと思ったら、ボールを逆のサイドにポンッと出してみると何かが起こる。

感情もそうですし、空間もそう。こっちの方に固まっていたら、向こうにがっとう行ってみる。感情ですかね、一番は。ある感情にみんながなりかけると、ふっと笑いを一発ぽんと入れるだけで、また涙に返ってきたりとか。常に、逆サイドに振る。だから本当にサッカーのミッドフィルダーの感じで。ストライカーは主役の人なんです。そいつがいいシュートを打てるように、本当にいつもボールを出している感覚がすごくありますね。僕は今、2番手とか3番手の役で、そのボールを出す役割をやっていますから、そういうのが楽しいですね。映画でもテレビでもそれを心掛けています。

でも、そういうのってどの仕事もそうだと思うんです。詰まってくるとやっぱり、そういうふうなアイデアを出す人が一番、場の空気をぐわっと動かすというか。

—— 歌舞伎のことについてもお聞きしたいと思います。今から3年前に9代目市川中車を襲名され歌舞伎の世界に入られましたけれども、どうして歌舞伎の世界に入ろうと思われたのでしょうか。

歌舞伎俳優としては、父のあと僕で代が止まっていたのですが、僕が終わりゃ終わるだろうと思っていて別に責任も何も感じていなかったんです。ただ、子供が生まれて、ロープが下につながったのを見て、ふっと上を見たときに、あっ、すごくロープが上からつながっているなと思って。

これを僕がずっと持っていて、ぽんと放したら1本ぴゅっと下に行くと、それを彼が持った。それで、自分がロープの途中にいるということを認識したところから歌舞伎を意識し始めましたね。

—— お子さんがお生まれになってから意識された。

父はもう病に倒れていましたし、世の中には僕だけだと思っていただけです。しかし、横のつながりから見るとそうなんです、縦というものを初めて見てみたら、父も祖父も曾祖父も、その上も、その上も歌舞伎をやっていて、全部長男でつないできている。それを僕が止める、そんな怖いことはできない。とりあえず息子に責任を転嫁したいから、お前が決める、俺はとにかくつなげると言って。

—— 45歳のときに歌舞伎の世界に入られたということですが、既に俳優としても名声を得て、賞もたくさん取られて、更に新しい歌舞伎という世界に入ることは並大抵なことではないかと思います。お子さまだけが入門されるという選択肢もあったわけですが、ご自身が挑戦されようと思った理由はあるのでしょうか。

答えは、一番きついのはそこだと思ったからです。一番きついのは僕もやる。今までの名声のようなものがあるとしても全部関係ない、次。100%を生きるという癖をずっと付けていたので進めたんだと思います。

それまで僕自身が、あ、ここは手を抜こうかなとか、これは嫌だと思う生き方をしていたら、歌舞伎をや



たぶん弁護士と依頼者の関係と同じで、その人が努力をしているか、あるいは逆に僕がかかわることで、その集団を引き上げられるようにしたいと思うかが、仕事を選ぶ第一の、そして最終的な原理のような気がするんですよ。

香川 照之

らなくていいかなとなったと思うんですよ。何か提示があったときに全部やると決めていたので、歌舞伎というものが出てきたときに、あ、やれということだな、という簡単な公式なんです。あとは、素直に飛び込むだけなので、考えないです、難しいことは。行動が人格であって、ただ行動するということだけなので。

——行動が人格ですか。

口で言う人はいっぱいいると思います。でも、何を行動しているかだと思うんです。行動して一番「まみれている人」しか僕はかっこいいと思わないし、だから僕の周りのスタッフは本当にみんな、行動するやつばかりが集まる。そういう人たちが集まってくるんですね。

——テレビや映画の世界に長くいらっちゃって、歌舞伎の世界に入って違和感はありませんでしたか。

違和感しかありません。

——逆に、テレビや映画のご経験が歌舞伎の役に立ったことは？

それも、ないですね。歌舞伎は映像の方に役に立ちますが、映像の仕事は歌舞伎には役に立たないです。まったく。

歌舞伎の一番は間(ま)ですね。間。間についてはすごく歌舞伎から勉強しましたね。映像の方で、ここで音楽が入るとか、そういうのって後で全部俳優が決めますけど、歌舞伎は音がかかってから1つ間を置いてからセリフを言ったりとか、耳が全部働かなきゃいけないので、歌舞伎の方が、次元が1つ大きい仕事です。2次元の仕事が3次元になっているぐらい気を使いますし、3次元から2次元に下りてきた方が楽ですね。

——歌舞伎での初舞台から3年経ちましたが、最初のころと今とで変わったことはありますか。

いや、もう何もかも変わりましたね。この世界は知らないことがあまりにも多かったので。あとは、1つには歌舞伎の発声というものが少しは分かってきたというか。発声は子供のころからやっていないとできない。完全に楽器なので。自分の体が楽器であるということは、想像もしませんでした。そういう意味では、歌舞の「歌」の部分だと思うんですけど、そういう体が、3年たって少しだけですけどできてきたということですね。

——俳優業でのお名前と、歌舞伎でのお名前を今は使い分けていらっしゃいますが、1本でやろうということはお思いにはならないですか。

歌舞伎界の中では、やっぱり市川中車という名前1本でやらないとは何事だという意見はありました。ただ、僕の中では、こんな後で入って、このような大名跡においそれと1本にする勇気も逆にはないですね。いろいろなことがあって今は1本にはできないですけど、こればかりは先例もないことで、周りの方々がいろいろおっしゃってくださるので、時間とともに考えていきたいと思っています。

——今までの人生の中で、最も印象に残っている出会いというものがありますか。

息子と出会ったことですかね。年ははるかに下ですけど。

——息子と出会うって、あまり言わないですよ。

いや、出会ったんです。この家の、この伝統の、僕が決めたことを、何も疑わずに彼はやっている。僕が見ても彼は歌舞伎に向いていますし、みんながみんな彼の踊りとかを見て才能があると言う。そういうことを考えると、実は彼が決めてきたと思うんですよ。僕以上に。ですから、彼と出会ったことが僕の人生を変えてくれたと思います。

年は下ですけど、同じ日から歌舞伎を始めた完全に同輩でもありますし、同じ日に初舞台を踏んだ2人ですから。共に口上の席で汗をばたばた垂らしながら、彼も「市川團子でございます」とね。

——素晴らしいことですね。

感謝、感謝以外の何物でもないですね。彼と出会えなかったら今の僕はないので、よくぞ、この家の跡継ぎとして生まれてくれたと。だからね、彼を守りたいんですよ（笑）。それだけなんです、もう。

——今後、テレビでも、歌舞伎でも、何かやってみたい役とか、そういうものは想定されていますか。

まったくないです。やらねばならないことがあるだけで、僕の中には、自分がやりたいなんていう意思はないです。

自分にとって意味がある役、一番きつい役しか来ないので、これがやりたいとかそんなことではやってないですね。歌舞伎については、家の供養の感覚なので、これをやりたいとか、そんな仕事の感覚ではやってないです。先祖の供養として歌舞伎をやっている。家業として。それには、この役をやりたいとかそんなことではないですね。

——映像の方はいかがですか。そちらで何かやってみたいとか。

まったくないです。ただ、やらないと、スタッフも困ってしまうので、やるべきことをやる、というだけです。あとは、求められている以上、せめて現場で一番つらいことを私はさせていただきますというような感覚ですかね。何がやりたいとかなんて一切ないですね。

——これだけご活躍されていると、休む暇もなかなかないかと思いますが、ストレス解消法ですとか、気分転換というのは何かありますか。

歌舞伎役者の先輩が、歌舞伎役者は休みがないと。ただ、毎日同じように動いているので、朝が月曜日で、夜が日曜日だと思っていると。日曜日は何をしてもいいと。そういう意味では僕も、1日の夜が来て歌舞伎から離れると、やっぱりほっとするかなという感じがしますかね。映像の仕事に関してはもう、ストレスも別にないですし、台本を覚えたりするのはストレスですけど、それをつらと思うことは一切ないですね。

ストレスというのは、やりたくないのにやっているということじゃないですか。でも、僕はもう、やらねばならないというところに100%立ったので、やりたいとか、やりたくないとかもう関係ないですよ。やらなきゃいけないことがどんどん目の前に出てくるので、きついと思う仕事しか来ないわけですよ。ただ、その鉄の意志だけは今、幸い健康な体で持たせていただくことができていますので、そこで引き算をしたときに、後にストレスというものが澱のようにこし出されて残るかということ、そうでもないですよ。疲れとかはあり

ますけど、それも1杯家に帰ってビールを飲めば、もう飛ぶかなという感じがしますね。何かどこかに行って休みたいとかはありますけど、それも死んでからでいいかなと(笑)。

— 今(2015年7月)も歌舞伎の午前の公演があって、夜の公演もずっと出ずっぱりで、稽古もあってという生活ですね。

先月、先々月はひどかったですね。5月、6月、7月と全部で8つの役を背負っていたので、5月からずっと朝6時半に起きてセリフを覚えて、明治座に行って3つ舞台をやって、帰ってから6月の演目を3つ稽古して、7月の今やっている『牡丹灯籠』を半分稽古したりとかしていました。ですから、8つの役をずっとやっていて、自分の意思で1日中何もしゃべっていないんですよ。人が書いたセリフしかしゃべっていないんで、僕の意味はどこにあるんだと思って(笑)。

ただ、それでも幸せでした。たぶん今までの人生の中で一番大変だった月の1つですね。受験勉強のときを思い出しましたね、僕。受験勉強でこれぐらいやっていたなと思って。

— 弁護士に対してメッセージはありますか。

弁護士というと、それこそO・J・シン普森が無罪になった件のように、金銭的な体力があればいろいろなのが無罪にできて、真実はそうじゃないのに、そっちにねつ造して持っていくことが弁護士の手腕だったりされるような、間違ったイメージもあると思うんですよ。

ただ、実際の弁護士の方とお話をさせていただくと、僕自身も、例えばこういうふうと思うんだけどというのが間違っていると、ちゃんと正してくれる。それが弁護士なんだというのが僕の中では、すごく目からうろこでした。

弁護士の方にはそういったことを通じて、本当に正しいこと、真実というものを探求していつてもらいたいと思います。僕がもし弁護士だったら、人の奥にある真実というものに向かって、ただ弁護をするだけでは

なく、それが依頼者にとっての弁護にならなかったとしても、こういうことが真実だよというのを、お互い依頼者と弁護士の間で確認し合っていきたい。それが、人生にとって真に意味のある時間なんだと思うんですね。

それを僕自身が芝居というものを通じて真実——僕にとっては1人でも多くのスタッフに帰ったときに喜んでもらいたいと思うのが真実ですから——、そこを芝居というそを通して引き出したがっているように、やはり弁護士と依頼者という関係性が、たとえテクニカルな、プロフェッショナルな、何か依頼というものを遂行する仕事上のものであっても、そのお互いが真実というものを共有する気持ちを持てたら、僕はそれは素晴らしいことなんじゃないのかなと思うんです。

— 大変勇気づけられるお話です。

でも、それは、やっていく上には非常に難しいお仕事だということは重々承知しています。魚屋さんがおいしいものを出すのと、また違うわけですよね。これ、うまいよと。それは真実じゃないですか。それとはまったく違う、複雑な要素が絡んでいることは重々承知の上で、そのために苦労されて、皆さん勉強されたんだと思うんです。

それはテクニカルなことではなくて、一握りの人しかできないそういった仕事を通じて真実を共有するというのをされたらどうかと。僭越ながら、僕が弁護士だったら、そこに向かう気持ちでいるかなという気はしますね。

— 本日は有り難うございました。

#### プロフィール かがわ・てるゆき

1965年生まれ、東京都出身。俳優、歌舞伎役者。1989年、NHK大河ドラマ「春日局」で俳優としてデビューした後、数多くのドラマ、映画に出演し、日本アカデミー賞をはじめとして多数の受賞歴あり。また、2012年には、9代目市川中車として歌舞伎界にも進出し、「ヤマトタケル」などに出演している。その他、ドキュメンタリー番組、アニメーションの声優、CMなど幅広い分野で活躍中。

# 理事者室から

6名の副会長が理事者室の取組みを毎月ご報告します。



## いま、多摩支部が熱く燃えています！

副会長 湊 信明 (50期)

昨年度、「東京地方・家庭裁判所立川支部本庁化及び弁護士会多摩支部本会化推進本部」が設置され、本年度はその実現に向けて熱意ある取り組みが開始されております。

多摩地域には420万人にもものぼる人口があり、多摩県ともいえる巨大な経済規模を有しています。多摩地域の市民に対し、充実したリーガルサービスが提供されて然るべきですが、現実には、東京地裁立川支部には、独自の司法行政権（人事権・予算権）がない、独自の裁判官会議がない、地家裁委員会がなく多摩地域の市民の声が裁判所に反映し難い、行政事件・簡裁控訴事件を扱えない、労働・行政・医療過誤等について専門部が無いなど、数多くの問題点があります。全国有数の規模である多摩地域に、司法サービスの責任主体が存在すべきですし、多摩地域の市民の司法ニーズに合った裁判所の存在が必要ですから、立川支部の本庁化は必須です。

一方、東京三会では、1998年に、地域に根差した弁護士会活動を行うこと等を目的として、それぞれ多摩支部を設立して活動をしてきておりますが、支部活動には、三会一致・本会の事前承認が必要であることや、

支部が対外文書を出すには原則三会の事前承認が必要なこと、その他人事面、財政面において様々な問題点があります。平成30年4月からは、多摩支部会員は、多摩地域に事務所を有することが資格要件となり、23区内に事務所を有する会員はその資格を失います。それまでの間に東京三会が一致協力して、まずは準本会化・自治権の拡大・強化を図って、できる限り多摩のことは多摩で決められるようにする必要があります。

もちろん、本庁化本会化を実現するには、「下級裁判所の設置及び管轄区域に関する法律」の改正が必要となります。この壁を乗り越えることはそう簡単なことではありません。そのために、これまでも、シンポジウム、署名活動や、国会議員・商工会議所と共に最高裁・法務省への要望活動等々様々な取り組みを行ってきております。今後は、日弁連、関弁連、国会議員、自治体、地方議会、経済団体、マスコミなどを巻き込んで一大市民運動を作って本庁化本会化の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

いま、多摩支部が熱く盛り上がっています。本庁化本会化推進本部のこれからの活動にぜひご注目下さい。

## 先進会員感謝慰労の会ご報告

副会長 森 徹 (41期)

9月末に、先進会員感謝慰労の会を開催致しました。例年、歴史や文学、健康に関する講演が多いのですが、本年度は総務委の英断をいただき、かつ、伊藤会長に無理をお願いし、もと宝塚ベルばらオスカル役の汀夏子さんをお呼びしました。演題は「私と宝塚」。宝塚は昨年100周年を迎えましたが、汀さんは昨年デビュー50周年。宝塚時代の秘話やその後の出演作での苦労話など軽妙なトークと時折交えるお馴染みのナンバーで歌あり踊りありの楽しい時間を過ご

しました。急遽、会長も壇上に引き摺りだされ、熱狂的な宝塚ファンの片鱗を現しました。私は少々ドン引き状態でしたが、徐々に宝塚と汀さんに魅了されていきました。会に参加された先進会員の方々も皆、賛辞と笑顔でお帰りになり、盛会裡に終わったと安堵した次第です。私自身、そう遠くない将来に、先進会員としてこの会に呼ばれ、その時に、諸先輩方から仲間入りの歓待を受けることを楽しみにしております。先進会員のみなさま、ぜひ来年もおいでください。



## 「おかしいだろ、これ。」

副会長 佐藤 貴則 (42期)

新聞でも話題になりましたが、安保法制の採決強行に抗議して出された新潟県弁護士会の平哲也会長のコメントです。発出のご報告のメールでご自身も、「ちょっと思い切ってみました。」とおっしゃるとおり、かなりのインパクトがありました。

日弁連常務理事としての半年が過ぎ、日弁連理事会への出席も延べでいえば13日間に及び、各地方の理事の方々の議論を聞かせていただきました。期でいうと自分

よりもかなり若い各弁護士会の会長が会務全般に目を向け、理事会資料を精読されて議論に参加されているのを見ると頭が下がります。

本年度の議論の中心はやはり安保法制ですが、議論の方向性はまさに表題のようなものでした。これからも廃案に向けた活動が続くと思いますが、この言葉に込められた気持ちを忘れずに議論に参加していきたいと思えます。

## ニンジン！

副会長 渡辺 彰敏 (44期)

任期も半分の折り返し地点を過ぎ、忙しさたるや半端なものではありません。副会長6名の中で最も副会長席に座っている暇が無いのは私のような気がします。弁護士会館及びその周辺をワンコのように駆けずり回っているためです。まさに "Working like a dog!" 日本語では「馬車馬のように働く」と言いますね。

お馬さんを走らせるには、目の前にニンジンをぶら下げてみせるのが古来よりの常道！とは言っても誰もニン

ジンを恵んではくれないので、副会長6名の間では任期が終わったらあれもやりたい、これもやりたい、といった話が飛び交っております。

その中で一番は、執行部打ち上げ旅行の行き先！任期明け直後なら、(悲しいけど) どうせ仕事のスケジュールはスカスカだろうし、どこかスカッとするとところへ行っってゆっくりと一年の垢を落としたいものです。

## 11月18日クレオ「長谷部恭男先生と考える安全保障関連法～どこが違憲か」のご案内

副会長 大森 夏織 (44期)

11月18日(水)18時、クレオに長谷部恭男先生がご登壇されます。当会の会派親和会さんの企画から三会派共催となり、当会が後援させていただきます。

本年6月4日の憲法審査会で与党参考人として、先に「可決」されてしまった安保関連諸法の「違憲」を明快に指摘され、私ども国民の廃案運動を勇気づけてくださった長谷部先生。最終盤では国会前路上で、降りしきる雨の中、マイクを握って廃案を訴えかけてくださ

った長谷部先生。

実は私、常日頃、趣味のドラマ・映画鑑賞から派生し「脳内シナリオライターごっこ、脳内キャストイング・プロデューサーごっこ」にも勤しんでおりますところ、失礼ながら私の「脳内大河ドラマ」に長谷部先生にぴったりの役柄がございます。さて誰役でしょう?!

などと思いつつ、11月18日(水)18時、みなさま是非クレオにご参集ください。

## 団体保険について

副会長 中嶋 公雄 (45期)

当会では、保険会社の協力のもと、団体保険制度を設けております。この団体保険は、加入者にとって、一般の保険に比べて非常に有利なものになっており、また、これを取り扱う当会の収入源ともなっています。

この団体保険制度の維持のためには、当会の会員中一定限度の加入率が必要であるところ、近時、会員数の飛躍的な増大に比して、加入者数が伸び悩んでいるため、加入率が顕著に減少しています。

同様の制度を有する他の弁護士会には、加入率減少による団体保険制度の廃止に直面しているところもあり、当会としても、早晚、このような問題に直面する可能性があります。

従いまして、当会としましては、保険会社を通じて、会員の皆様に、団体保険を積極的に推進させていただいています。上記の趣旨について、ご理解いただきますようお願い申し上げます。



# 今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

## 第52回 違憲の安全保障法制成立

憲法問題対策センター副委員長 堀井 準 (38期)

9月19日未明、違憲の平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案が参議院で強行採決され、成立した。

これらの法律は、「存立危機事態」において集団的自衛権に基づいて他国とともに武力を行使すること、「重要影響事態」「国際平和共同対処事態」において武力行使と一体化とみなされる支援活動を行うこと、PKO活動等における安全確保業務や駆け付け警護などで広範囲な武器使用を認めること、等、内容が憲法の基本原理である恒久平和主義を損なうものであり、しかもこれを憲法解釈の変更並びに法律で行うことにより立憲主義に反し、世論調査の結果や国民的な反対運動を無視して強行採決したことにより国民主権原理にも反する。幾重にも違憲である。

世論調査の結果は、読売新聞9月20日付、安保関連法案成立を評価する31%、評価しない58%、政府与党の説明が不十分だと思う82%。共同通信社9月19・20日調査、国会での審議が尽くされたと思わない79.0%、安倍政権が十分に説明しているとは思わない81.6%、安保法成立で戦争に巻き込まれるリスクが高くなる68%。朝日新聞9月19・20日調査、安保関連法反対51%、賛成30%、国会での議論が尽くされていない75%。毎日新聞9月19・20日調査、成立を評価しない57%、評価する33%、関連法が憲法違反だと思う60%。圧倒的多数の国民は政府は説明不足だと感じているし、半数以上の国民は「新」安保法制には賛成ではない。

ここで、安全保障法制改定の必要性として政府のあげる「国際安全保障環境の変化」についてみてみ

たい。「○○は中東、アフリカ、東南アジア、中米等への勢力伸長に努めている。…これら地域はその生存と繁栄とに不可欠な石油を始め各種資源・エネルギーの供給地でもあることから、これらの地域における平和と安定の確保は、世界の平和と安定にとって極めて重要となっている。…○○は一貫して軍事力の増強を行っておりわが国に対する潜在的脅威を増大させている。」これは昭和58年の防衛白書の冒頭であり、○○というのは旧ソ連のことである。この年の9月にサハリン沖で大韓航空機が領空侵犯でソ連機に撃墜され数百人の乗客・乗員が亡くなっている。今年の防衛白書を見ていただきたい。ソ連の代わりに北朝鮮と中国が挙げられている。危機を煽る構造は変わらない。これが「国際安全保障環境の変化」の実態である。しかし、わが国は冷戦真っ只中の緊迫した状況においても恒久平和主義の堅持と最低限の個別的自衛権（専守防衛）でしのいできたのではないのだろうか。

様々な人たちが危機感を持ち、国会周辺に集まり、発言を繰り返している。今年のNHK合唱コンクール高校の部の課題曲(!)「メイプルシロップ」は日常が戦場と化してしまう恐怖を描いている。元ちとせは「平和元年」というアルバムで戦争に異を唱える歌ばかりを歌っている。タモリは盟友(先輩)菅原正二(ジャズ喫茶ベイシー店主)と共に戦争に近い、と繰り返し発言している。その他大江健三郎、坂本龍一など報道されている発言だけでも夥しい。

我々は基本的人権の擁護と社会正義を付託されている法律家として、現在及び将来の国民に対し違憲の法律に対し異を唱え続ける義務がある。一層の責任を感じて歩み続けよう。

# もっと知ろうよ！オキナワ！

## 第3回 辺野古の埋立承認の取消・撤回をめぐる問題について ～新基地建設計画の阻止にむけた手法と問題点の検討～

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 部会員 神谷 延治 (60期)

### 1 はじめに

沖縄防衛局は、2013年3月22日、名護市辺野古の辺野古崎地区及びこれに隣接する水域等を埋立対象地とする普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立出願を行い、仲井真弘多前知事は、同年12月27日、同出願を承認した(以下「本件承認」という)。

ところが、翁長雄志知事(以下「知事」という)は、本件承認手続には「法的瑕疵がある」という第三者委員会\*1の検証結果\*2を受け、2015年10月13日、本件承認を取り消すに至った。これに対し、沖縄防衛局は、翌14日、地方自治法255条の2に基づき、行政不服審査法による審査請求及び執行停止を申し立てた。

今後、国と沖縄県が採る法的手段が注目される(この間の事実経過や検証結果の詳細については、新聞報道ないし下記HP\*2を参照されたい)。

そこで、知事の岩礁破碎等許可の停止指示及び本件承認の取消処分をめぐる法的問題点について検討する。

### 2 岩礁破碎等の停止指示に対する 審査請求\*3の法的問題点\*4\*5\*6

#### (1) 停止「指示」は「処分」に該当するか

違法な作業である疑いがある場合に、調査のため埋立等工事の停止を求めた知事の行為は、法的拘束力が認められない行政指導に過ぎない。また、指示の実効性を担保する法令上の規定も存在しない。

したがって、知事の「指示」は審査請求及び執行停止の対象となる「処分」には該当しない。

#### (2) 沖縄防衛局は審査請求及び執行停止の申立人適格を有するか

行政不服審査法の目的は、「国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保すること」(1条)にある以上、「固有の資格」(7条2項)で作業をする沖縄防衛局が審査請求をすることはもとより想定されていない。そして、公有水面埋立法は、私人による埋立免許申請(2条)と国による埋立承認申請(42条)を区別しているところ、岩礁破碎等許可に係る事業は、埋立承認に基づく埋立ての一環であるから、「一般私人が立ちえないような立場にある状態」にあることは明らかである。

したがって、沖縄防衛局は、「固有の資格」を有する者として審査請求及び執行停止を申し立てることはできない。

#### (3) 法定受託事務の審査請求に係る裁定的関与の問題点

岩礁破碎等許可及び本件承認はいずれも第一号法定受託事務であるところ、これをめぐり国の機関と都道府県知事の意見が対立した場合、地方自治法上、国は、是正の指示(245条の7)、代執行(245条の8)の順に検討すべきである。これに対し、都道府県知事は、是正の指示が「公権力の行使」に該たることから、国地方係争処理委員会に対して審査の申出(250条の13)を行い、審査の結果又は勧告に不服がある場合、高等裁判所に対して関与(指示)の取消を求める訴えを提起する(251条の5)などにより国に対抗できる。ところが、審査請求に係る裁定的関与(255条の2)は国の「関与」から除外されており(245条3号括弧書)、沖縄県は、裁決に不服があっても国地方係争処理委

\*1：普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会

\*2：検証結果報告書(平成27年7月16日) [www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/henoko/documents/houkokusho.pdf](http://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/henoko/documents/houkokusho.pdf)

\*3：沖縄防衛局は、沖縄県漁業調整規則39条1項に基づき、知事の岩礁破碎等許可を得て埋立等工事を行っていたところ、2015年3月23日、許可区域外にコンクリート製構造物が設置されている可能性が高いとして、知事は、沖縄防衛局に対し、海底面の現状を変更する工事をすべて停止するよう文書により指示した。翌24日、沖縄防衛局は、農林水産大臣に対し、改正前行政不服審査法に基づき、指示の取消を求める審査請求と執行停止を申し立てた。これに対し、同大臣は、同月30日、「指示」の効力を裁決があるまで停止することを決定した。

\*4：白藤博行『沖縄防衛局辺野古埋立等工事停止事件～美ら海のサンゴを潰すケーンが我が故郷の造れしものとは～』法と民主主義2015/5 No.498・42頁以下

\*5：畠山武道『米軍普天間飛行場の辺野古移設問題』法律時報87巻7号・1頁以下

\*6：武田真一郎『辺野古埋立をめぐる法的問題点について』2015.9.13

員会への審査の申出ができず、裁判所へ訴えを提起することもできない。

また、沖縄防衛局が審査請求できるとすると、国の機関による審査請求及び執行停止を同じ国の機関である担当大臣が判断することになり、一方的に国に有利となり不公正であるうえ、国による埋立てについては事実上知事が国の監督に服することになり、その自主性・自立性（245条の3第1項）に反する恐れがある。

このように、法が本来予定する「関与」の仕組み・手続を用いずに、あえて裁定的関与である審査請求を用いたことは脱法的手段と言わざるを得ず、地方自治の本旨を侵害するものである。

### 3 本件承認の取消処分に関する法的論点と争訟手続<sup>\*7 \*8 \*9</sup>

#### (1) 第三者委員会の検証結果の骨子

第1に、沖縄防衛局が説明する「埋立ての必要性」については合理的な疑いがあること、普天間飛行場移設の必要性から直ちに辺野古地区埋立の必要性があった点において論理の飛躍（審査の欠落）があること、具体的審査がなされていないことなど、「埋立ての必要性」の要件を充足していない。

第2に、本件埋立てにより得られる利益と本件埋立てにより生ずる不利益を比較衡量して総合的に判断すると、「国土利用上適正且合理的ナルコト」（公有水面埋立法4条1項1号）の要件を充足していない。

第3に、沖縄県の指摘する環境保全に関する懸念について十分な措置をとっておらず、環境影響評価法の趣旨に反すること、「問題の現況及び影響を的確に把握」し、環境保全措置が「適正に講じられている」とは言い難いものであることなど、「其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト」（2号）の要件を充足していない。

第4に、「生物多様性国家戦略2012-2020」及び

「生物多様性おきなわ戦略」という環境保全計画の達成を妨げるものであり、琉球諸島沿岸海岸保全基本計画の規制に違反するものであるなど、本件承認出願が「法律ニ基ク計画ニ違背」（3号）するかについて十分な審査を行わずに「適」とした可能性が高く、同要件に違反している。

#### (2) 沖縄防衛局の行政不服審査法に基づく審査請求の可否

公有水面埋立法の仕組み・解釈、国の本件承認申請の理由は新基地建設が日米地位協定第2条の「施設及び区域」の提供義務の履行のためになされることを物語っていることなどを考慮すれば、本件承認においても、沖縄防衛局は、一般私人が立ちえないような立場つまり「固有の資格」において承認を受けたものであるから、審査請求はできないと解するほかない。

#### (3) 国地方係争処理委員会に対する審査の申出の可否

埋立承認の取消処分をめぐる国と沖縄県の対立は、法定受託事務に関する国と普通地方公共団体の係争であり、関与の制度により解決されるべきである。裁定的関与は第三者的中立的立場による準司法的手続であるがゆえに除外されるところ、審査請求に対する裁決、執行停止決定が制度を没却する国の不当又は違法な関与である場合は、係争処理手続にのせることが紛争解決に資することなどから、国地方係争処理委員会の審査の対象になると解することが制度の趣旨に合致するであろう。

#### (4) 今後の争訟手続

沖縄防衛局がここでも「一般私人と同様な立場」で審査請求及び執行停止の申立てを行った以上、取消処分を取り消す裁決及び執行停止決定がなされた場合、知事は、国地方係争処理委員会に対して審査の申出を行うとともに、その無効確認等を求める抗告訴訟あるいは工事の差止等を求める民事訴訟を提起するなど、「あらゆる手段」で対抗することが考えられる。

（注：原稿執筆は2015年10月中旬）

\*7：徳田博人『辺野古新基地建設の阻止と沖縄防衛局の審査請求問題』季刊自治と分権 第60号（2015年7月）・57頁以下

\*8：新垣勉『辺野古新基地建設問題の現状と法的問題点』法律時報第87巻10号・46頁以下

\*9：白藤博行『辺野古新基地建設問題における国と自治体との関係』法律時報第87巻11号・114頁以下

# 近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第35回 最高裁第二小法廷平成27年6月8日判決  
(学校法人専修大学事件)(裁判所時報1629号15頁)  
「休職期間満了後になされた打切補償による解雇の有効性」



労働法制特別委員会委員 中村 新 (56期)

## 1 事案の概要

### (1) 採用から最初の退職に至る経緯

原告(X)は平成9年に被告(Y)の職員として採用されたが、平成15年3月に頸肩腕症候群に罹患しているとの診断を受け、同年6月3日以降欠勤が続いた。

Xは私傷病休職を経て平成17年5月に復職したが、同年12月、完治していない同疾患により業務に従事することが不可能になり、平成18年1月17日から長期欠勤を余儀なくされ、平成19年3月31日、いったんYを退職した。

### (2) 労災認定から復職、解雇に至る経緯

平成19年11月6日、中央基準監督署長は、Xの疾患は平成15年3月20日時点で業務上のものであると認定し、Xに対し、労災保険給付である療養補償給付(労災保険法12条の8第1項1号、同法13条)及び休業補償給付(労災保険法12条の8第1項1号、同法14条)の支給を決定した(なお、傷病等級1号から3号には該当しなかったため、労災保険法12条の8第1項6号及び同法18条が規定する傷病補償年金までは支給されていない)。

これを受け、YはXの退職を取り消し、退職日に遡ってXを総務部付として復職させるとともに、以前の欠勤を、Yが定める「Y勤務員災害補償規程」(以下「Y災害補償規程」という)所定の労働災害による欠勤に当たると認定した。しかし、平成21年1月17日に至ってもXが就労できない状態が継続したため、YはXを、Y災害補償規程が定める2ヶ年の業務災害休職に改めて付した。

その後Xは、一定の注意・配慮のもとで就労可能との診断書をYに提出し、職場復帰訓練としてのリハビリ就労を目的とする復職を求めたが、Yは産業医の報告をもとに、Xの復職は不可能と判断した。

その後もYはリハビリ就労を要求したが、休職期間満了後の平成23年10月24日、YはXの職場復帰は不可能と判断し、Y災害補償規程に基づき、労基法81条を準用して平均賃金の1200日分相当額である1629万円余円を打切補償金として支給するとともに、同月31日付でXを解雇する旨の意思表示を行った(なお、Yは、打切補償金以外に、Y災害補償規程に基づく法定外補償金として計1896万余円をXに支払っている)。

Xは訴訟において、本件解雇は労基法19条1項に違反し無効であると主張した。

## 2 争点

労基法19条1項本文は、業務上の疾病等により休業中の労働者の解雇を制限しているが、同項ただし書は、使用者が自らの負担で同法75条が定める療養補償を行った場合には、同法81条に基づき打切補償を行うことを条件として解雇制限を解除する旨定めている。

本件は、労災保険給付である療養補償給付及び休業補償給付により使用者が療養補償を行っている場合であるが、この場合も、打切補償により解雇制限を解除しうるか。

労災保険法は、傷病等級1～3級に該当し傷病補償年金が支給される労働者については打切補償を支払ったものとみなしているが(同法19条)、療養補償

給付等の支給を受けるに止まるXのようなケースについては規定がないため問題となった。

### 3 第一審及び控訴審の判断

第一審判決は、打切補償制度の趣旨は補償の長期化によって使用者の負担を軽減することに重点があるが、労災保険の療養補償給付を受ける労働者との関係ではかかる負担を考慮する必要がないこと、傷病補償年金の支給対象となる傷病等級3級以上の者が職場復帰の見込みがないのに対し、それ未満の傷病等級に該当する労働者については職場復帰の可能性が残されているのが通常であろうから、労基法19条1項本文の解雇制限に基づき雇用を維持する必要性が高いことなどを理由とし、本件解雇は労基法19条1項本文の解雇制限に違反し、無効であると結論した。

控訴審も、療養補償給付等を受けるに止まる労働者を打切補償による解雇制限解除の対象とすることが文理上困難であること、使用者は雇用関係が継続する限り社会保険料等を負担しなければならないが、症状が未だ固定せず回復する可能性がある労働者について解雇制限を解除せず職場復帰の可能性を維持して労働者を保護するという制度趣旨からしてかかる負担は不合理とはいえないことなどを理由とし、第一審の結論を維持した。

### 4 上告審の判断とその理由

しかし、上告審は、第一審及び控訴審の判断を覆し、労災保険制度は労基法上の災害補償義務の存在

を前提としてそれを保険給付の形で補完するものと位置づけて両者の密接な関連性を重視する立場から、①労災保険給付が行われている場合には労基法上使用者の義務とされている災害補償が実質的に行われているものといえるので、労基法19条1項ただし書の適用の有無につき取り扱いを異にすべきものとはいい難いこと、②労働者は打切補償が行われた後も疾病等が治るまでの間は必要な療養補償給付等を受けることができるので、労働者の利益保護を欠くことになるともいい難いことを理由として労基法19条1項ただし書の適用を肯定した。

そのうえで、「本件解雇の有効性に関する労働契約法16条該当性の有無等について更に審理を尽くさせるため」、本件を原審に差し戻した。

### 5 まとめ

本件は、労災保険給付（療養補償給付等）を受けていた場合の打切補償による解雇制限解除の解釈につき、最高裁として決着をつけたものである。

差戻審では、使用者が打切補償のほか法定外補償金として高額の金銭を支払っている事実（使用者側に有利と評価されうる事実）、一定の条件のもと就労が可能であるという医師の診断書を添えて労働者がリハビリ就労を求めたにもかかわらず使用者がこれを拒否した事実（使用者側に不利と評価されうる事実）などが、解雇権濫用法理（労働契約法16条）の適用をめぐる緻密に評価されるのではないだろうか。

# 東と弁往來

## 第42回 弁護士法人きぼう支所 柏崎きぼう法律事務所



新潟県弁護士会会員  
長田 悠希 (65 期)

2012年12月 弁護士登録, 東京弁護士会入会。同会で労働法制特別委員会に所属。  
2014年4月 新潟県弁護士会に登録換え, 現在に至る。

弁護士法人きぼう支所  
柏崎きぼう法律事務所  
(新潟県 柏崎市)

### 1. はじめに

私の赴任している当法人の柏崎支所は、2012年3月、日弁連の偏在対応の補助金や柏崎市の法律事務所開設に対する補助金を利用させていただいて山本悠一弁護士が開設しました（山本弁護士は東弁に復帰）。2014年4月、私が2代目の弁護士として柏崎に赴任し、1年半余りが経ちました。

現在、柏崎市内の弁護士は私を含め2人です。柏崎市の人口は9万人弱ですが、市内に弁護士が2人しかいないということもあり、個人・法人などの相談者の属性を問わず日々多種多様な事件の相談がありますし、柏崎市の各種委員としての活動など、たくさんのやりがいのある仕事を通じ、貴重な経験を積ませていただいています。

本稿では、1年半という短い間ではありますが、私の柏崎での体験の中から新潟県の家裁出張所問題と海の柏崎花火をご紹介します。

### 2. 家裁出張所問題

私の所属する新潟県弁護士会は、家裁出張所問題に取り組んでいます（ただし、この問題に関する以下の記述は私個人の意見であり、新潟県弁護士会や当法人とは無関係です）。家裁出張所問題とは、家裁出張所で、出張事件処理を含め審理は行われていないという問題のことです。

私の赴任した柏崎にも家裁出張所が設置されていますが、家事事件は全て隣の長岡市にある新潟家裁長岡支部が管轄しています。

では、柏崎の家裁出張所では何をしているかという

と事件の受付のみです。しかし、受付のみ行う出張所があるだけでは、市民が司法にアクセスする環境として十分ではありません。

家事事件の性質上、高齢者や障害者の方々が家裁を利用する機会が多いと思われませんが、こうした方々にとっては、1時間ほどかけて家裁支部まで行くこと自体が困難な場合もありますし、新潟県では冬季の積雪という事情が裁判所へのアクセスをより困難なものにしています。

柏崎の家裁出張所は、1990年5月、当時の柏崎支部を含む複数の地家裁支部が統廃合された際、支部の代わりとして設置されました。このとき、廃止支部管内の市民の裁判所へのアクセスに配慮して、新設出張所全20庁は、すべて、家事事件の受付及び裁判官又は調停委員会の判断で出張事件処理を取り扱うことができることとされました。しかしながら、柏崎の家裁出張所においては、当事者双方が柏崎在住であっても出張事件処理がなされた実績はありません。

全国的にみてもこのような家裁出張所の運用はまれです。全国の家裁出張所（全77庁）のうち、家事調停



柏崎簡裁

審判（出張事件処理を含む）を実施していない出張所は11庁のみです。そのうち4庁が新潟県内（村上、柏崎、南魚沼、糸魚川）の出張所で、1つの都道府県に家事調停審判（出張事件処理含む）を実施していない出張所が2庁以上あるのは、全国でも新潟県のみです。

また、上述の1990年の家裁支部の統廃合により支部に代わって新設された家裁出張所（全20庁）のうち、東京高裁管内の都道府県（全8庁）に限れば、新潟県以外の新設出張所では全て出張事件処理が実施されています。

市民の高齢化に伴い、今後ますます家裁の果たす役割は増していくと思われまふ。市民に利用しやすい司法の実現のために、柏崎の家裁出張所において出張事件処理を行うことの必要性を関係各所に訴求していきたいと思つていますが、私自身このような問題があること自体、赴任して初めて知りましたので、地方特有の問題の一つとしてご紹介させていただきました。

### 3. 柏崎花火について

さて、突然柔かい話になりますが、柏崎と聞いて何か思い浮かぶものがあるでしょうか。正直何も思い浮かばないという方も多いいと思つています。私は東日本大震災が起きた関係で、柏崎刈羽というところにも原子力発電所があるということを知つたくらいで、その他のことは何も知らない町でした。柏崎・刈羽はそれぞれ柏崎市と刈羽村という別々の自治体であるということは弁護士になってから知りました。

そんな私ですが、東弁の会員のみなさまに是非ともお勧めしたい柏崎のイベントがあります。それは、花火大会です。今ほど自身の文章力の低さを嘆いたことはありませんが、まさに筆舌に尽くしがたいものがあります。

新潟には越後三大花火として、川の長岡、山の片貝、海の柏崎というものがあります。この中でも長岡の花火大会は規模として1番大きく、相応に有名だと思つのですが、柏崎の花火大会の特色はなんとつても「近い」ということです。

打ち上がる度に腹に「ドンッ」と響く花火は、都内ではもちろん長岡でも体験できない迫力です。また、柏崎の花火のもう一つの特色は、海に打ち込む花火です。火薬を海に打ち込んでなぜきちんと上がるのか詳しいことはわかりませんが、海面から水柱とともに半円状に広がる花火の迫力も他の花火大会ではなかなか体験できないものではないかと思つています。



松雲山荘

柏崎の花火大会は毎年7月26日です。来年の7月26日は火曜日ですので良い日程とは言えませんが、夏季休業中のご予定の候補として頭の片隅に入れていただければ幸いです。なお、この時期は、岩牡蠣が旬の季節でもあります。岩牡蠣の他にも『のどぐろ』など海産物に恵まれていますので新潟の地酒とともにご賞味いただければ、「また来たい」と思つていただけると確信しています。

### 4. これから地方に赴任される会員の方へ

弁護士に相談するということは市民にとってはハードルが高く、特に地方においてはその傾向が強いと思つています。そのため関係機関等と連携して事件に取り組むことが重要だと言われていますし、私もその通りだと思つています。

ただ、関係機関等を通じ弁護士の相談に至るケースというのは、往々にして法的課題以外にも複数の課題を抱えていて、困難な事件であることが多く、自身の経験不足に悩みは絶えません。当たり前のことですが他の専門職と連携するためには、弁護士としての専門性プラス連携しようとする分野についての一定の知見が必要です。

短い養成期間に弁護士としての専門性に加え他の分野の知見を深めるには限界があります。結局は、1つの事件を真摯に取り組む中で、関係する分野の知見を深めたり、隣接分野の専門家に助言を求めたりして研鑽を積むほかないように思つています。自戒の意味も込めてですが、「連携」ということに惑わされず、養成期間中の事件に一生懸命取り組まれてください。

### 5. さいごに

最後になりましたが、私が地方に赴任して、様々な経験ができ、そして少し偉そうなことを言えるのも東弁や日弁連での委員会や会派の活動、各種研修会等に参加し得られた経験があつてこそのことです。養成中にお世話になった会員の方々にはこの場をお借りしてお礼申し上げます。



# わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

26期(1972/昭和47年)

## 激動後期の修習

私たち26期の先輩は、戦後の混乱期が落ち着き始めた「混乱後期」に幼少時代を過ごした者が中心を占める。最高裁判所司法研修所は、終戦直後の昭和22年に創設され、港区芝高輪の旧毛利邸に施設が設けられた後、翌23年、千代田区紀尾井町の旧行政裁判所木造2階建建物に移転し、昭和46年、文京区湯島の旧岩崎邸跡地に新築された鉄筋コンクリート造庁舎に移転し、私たちが入所した昭和47年は、新庁舎竣工の1年後であった。同期生の中には、安田講堂事件と入試中止を招いた東大紛争の真っ只中にいた者やその迷惑を受けた者などが数多くおり、「激動後期」の様相を呈していた。高輪庁舎については、その後2度の庁舎移転で話題に上らなくなっており、紀尾井町庁舎の話題も急速に消失し、モダンな湯島庁舎に、来たるべき安定期の片鱗を垣間見る時代であった。そのわずか23年後に、庁舎が江戸城下を離れ、埼玉県和光市に移るであろうことなど、想像する由もなかった。

私たちの修習時代は、1年前の卒業式において混乱と罷免の事態が生じたことから、何をやるにもやや緊張した空気に包まれていた。しかし、修習生は、混乱、激動慣れしており、物事に動じない気風が醸成されていたように記憶する。「あなた方の期は先輩たちの騒ぎの余波で機関車試乗もありません」という説明を聞いても、「それが何か？」と冷静に受け止められていた。

前期修習においては、要件事実論議に没頭したも

会員 園尾 隆司 (26期)



の、過度の技術論に走ることはなく、淡々としていた。その分、1年半弱の実務修習は存分に力を尽くす対象であった。私は水戸修習であったが、各庁会での実務修習のほか、修習旅行その他のイベントも充実していた。特に弁護修習では、法廷で惚れ惚れする活躍をされる先生方が、自家用車を駆って猛スピードで巡る「水戸百景視察」を企画して下さり、筑波山が舞台である落語「がまの油」の口上、「山寺の鐘はごうごうと鳴れども～」に出てくる「山寺の晩鐘」や、「比良の暮雪は雪降りるの形～」の口上にある常陸の雪の名勝「比良」を訪れることが叶った。まぶしいばかりの実務家像と、後進を育てようとする意欲にあふれた実務家に接して育った経験は、百度の講義よりも法曹倫理醸成に役立ったように思われる。修習時代には、修習生に夢を見させて育てたいと、今も修習生に接するごとに思っている。

思えば、当時私は、弁護士になりたい一心で司法試験を受験し、水戸でまぶしいばかりの弁護士の先生方を見て育ち、尊敬する指導担当の先生方に恵まれた。しかし、どうしても水戸の地で弁護士をやる決断が付かず、まよと入った裁判所で40年間を過ごすこととなった。後期に入ってから志望を変えても大らかに受け止められるよき時代だったと思う。定年退官して弁護士登録をさせていただくにつけ、40年余り前の修習時代に夢見た弁護士像を感慨深く思い起こし、今もこうであってほしいという願望に駆られるこの頃である。

## 会社員から弁護士になって

会員 古賀 聡



### 1 登録から1年

弁護士として働き始めて、約1年が経過しようとしている。日々の仕事に忙殺され、本当にあっという間に過ぎた1年であった。

私は弁護士になる前は一般企業に勤めていたため、弁護士になったのは、言わば「転職」であった。もっとも、以前は企業の経営支援を行う会社等に在籍し、弁護士業界とは全くの畑違いの分野にいたことからすると、「転職」というより、弁護士業界という会社に「新入社員として入社した」という表現の方が正確かもしれない。

以前勤めていた会社の上司から「新人の1年目がその後の会社員生活の9割を決める」と言われたことがあった。今回執筆の依頼を受けたことをきっかけに、私が過ごした弁護士1年目は果たしてどのような1年だったのか、今後の弁護士人生を占う意味でも、会社員時代との相違点という視点で振り返りたいと思う。

### 2 会社員時代との相違点

#### (1) 「先生」と呼ばれることへの違和感

弁護士になって以来なかなか慣れることができないのが、裁判官、他の弁護士、事務員、そして何より顧客から、「先生」という敬称を付けて呼ばれることである。私は、弁護士はサービス業であり、顧客からお金を頂戴し、仕事をさせていただくという関係で取引が成り立っている、と考えている。お金を支払う側が上位に立ち、お金を頂く側がそれに対して奉仕をするというのが経済社会の基本的な仕組みであることからすると、なぜお金を頂く弁護士がお金を支払う顧客から「先生」という敬称を付けて呼ばれるのか、修習時代から、違和感を覚えずにはいられなかった。

しかし、たった1年弱という短い期間であるが、弁護士として働いてみて、違和感を覚えつつ、「先生」と呼ばれることの裏にある意味を自覚するようになった。それは、プロフェッショナルでなければならないということである。すなわち、弁護士になった以上、登録1日目

から顧客からは一人前の弁護士として扱われ、「先生」と呼ばれるにふさわしい仕事、対応、振る舞いをしなければならぬのである。一般企業でも、同じことがいえるが、実情は、大半の新入社員は先輩社員の庇護の下、顧客に接することが多く、弁護士のケースとは大きく異なる。

#### (2) 提供するサービスの質の違い

弁護士が顧客に提供するサービス（特に個人を顧客とする案件の場合）は、その顧客を人生の窮地から救い、事件前の生活に少しでも近付けるといふ、言わばマイナスの状態からプラスマイナスゼロの状態に戻すという性質を持つ。これは、一般企業が顧客（特に個人の顧客）に提供するサービスの多くが、生活をより快適なものにするという、言わばプラスマイナスゼロの状態からより多くのプラスを積み重ねるといふ性質を持つことと、根本的に異なる。

マイナスの状態にあるということは、その顧客にとって、肉体的、精神的、経済的に過酷な状態にあることを指す。そのため、顧客から依頼を受けた弁護士は、迅速かつ確実に顧客をその状態から離脱させ、プラスマイナスゼロの状態に戻すお手伝いをしなければならない。したがって、弁護士は、失敗が許されず、結果を求められるのである（一般企業の社員が失敗してよいというわけでは決してなく、あくまで相対的な話である）。

### 3 今後について

私自身が、この1年間で「先生」と呼ばれるにふさわしい仕事をするのができたのかどうかは甚だ疑問であるし、また全く失敗をせず、常に結果を出してきたというわけでは決してない。

しかし、今後は、「先生」という呼びかけに何らの違和感を覚えることなく応じ、また、顧客が置かれている過酷な状況を迅速かつ確実に打破できるよう、日々研鑽を積み、一日でも早く名実ともに一人前の弁護士になりたいと思う。

## 『沈みゆく大国アメリカ <逃げ切れ!日本の医療>』

堤 未果 著 集英社新書 740円(本体)

### 日本の医療制度を再認識

会員 佐藤 光子 (52期)



#### 1 高額なアメリカの医療費

「あなたは盲腸手術に200万円払えますか?」という、本書の帯に書かれたキャッチコピーに、「アメリカでは、本当にそんなにかかるの?」と以前の私なら思ったかもしれない。しかし、3年間の留学後の今なら、この問いの意味が実感としてよくわかる。アメリカでは、歯科治療はちょっとした治療でも1回に1万円程度はかかり、虫歯の根幹治療になると歯1本で10万円以上はかかるのがざらである。また、留学中、やむなく救急車をよんだことがあるが、なんと、後日、救急車使用料の9万円の請求が来て驚いたことがある。これは加入していた民間保険でカバーしてもらった。しかし、民間の保険に入っていれば大丈夫かという、保険の種類によって、保険を使用できる病院とそうでない病院があり、また、一度立て替えて支払いが必要なのか、病院から直接保険会社に請求してくれるのかも異なるため、あらかじめ保険会社への確認が必要だったりして、病気で体調の悪い時に煩雑である。おちおち病気も出来ないという気がするが、そうはいっても病気にはなってしまうし、そうすれば背に腹は代えられない。

#### 2 本書の内容

本書を読むと、アメリカの医療制度が、どのような状況になっているのか、社会保障としての保険制度が無く、医療制度が市場原理のなかに組み込まれると、どのような状況になるのが良く判る。また、保険証があれば、どこの病院でも原則1~3割負担で診てもらえるという日本の国民皆保険制度がいかに国民の生活を

守るものであるか、生活に安心をもたらすものかを再認識させられた。日本には、高額療養費制度もあるため、アメリカのような医療費が自己破産理由の上位を占めるということも考えにくい。勿論アメリカ人も民間の保険には入っているが、月々の保険料は高いのに治療範囲は狭く、自己負担率が高いという。オバマケアについても、日本の国民皆保険制度とは全く違う制度で、民間保険への強制加入に過ぎず、実際は掛け金が高い割には保険適用の範囲が限られており、還元率が低い。そのため、医師がオバマケアの患者を診たがらないなど問題が出てきているようである。

このような日本とアメリカの違いは、憲法25条の生存権に基づき、医療制度を社会保障として行うのか、民間の商品としての保険に依存するのかどうかという根本的な違いであるという指摘に、今更ながらハッとさせられた。この日本の医療制度も様々な外圧にさらされているという。

本書では、その他、混合診療や薬価などの問題や、地域での医療モデルなどにも触れており、全国長寿ナンバーワンと最低ランクの医療費という2つを見事に成功させている長野県の例も詳しく触れられている。

#### 3 最後に

本書には「かしこい患者が医療を救う」ともある。高齢化社会の進む中、私たちがどのような医療制度、介護制度を望むのか、まずは自分たちのシステムを再認識し立ち止まって考えるのに、様々な視点を与えてくれるという点で本書はお薦めの一冊である。

### 安全保障法制改定法案の参議院強行採決と法案成立に抗議し、 違憲・無効な法律の速やかな廃止を強く求める会長声明

本日未明、参議院本会議において、平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案の採決が与党によって強行され、同法律が成立した。

しかし、これらの法律は、これまでも当会会長声明で繰り返し述べたとおり、他国の武力紛争にも加担して武力行使ができるようにする集団的自衛権の実現や、後方支援の名目で他国軍隊への弾薬・燃料の補給等を世界のあらゆる地域で可能とするもので、国際紛争を解決する手段としての戦争の放棄を定めた憲法9条に明らかに違反する。このことは、従前の政府の解釈でも確認されていたことである。

また、法律の専門家である元最高裁判所長官及び元判事や元内閣法制局長官、全国の憲法学者・研究者の大多数、及び全ての弁護士会も本法案を憲法違反と断じているのであり、にもかかわらず、安倍内閣は昨年7月の政府解釈を一方的に変更する閣議決定に基づき本法案を強引に国会提出してきたもので、このようなやり方は憲法をもって政治権力への統制規範とする立憲主義にも明らかに違反している。

さらに、直近の衆議院総選挙でも、本法案は争点とはなっ

ならず、国民は現政府・与党にこのような法案の成立まで委託したわけではない。そうであればこそ、各マスコミの世論調査によれば国民の約6割が法案に反対を表明し、約8割が「説明不足」だとしているのである。にもかかわらず、これらの声を無視し強引に本法案の成立を強行することは、国民主権の理念にも反するものである。

かかる状況下において、政府及び与党が衆議院に引き続き参議院でも本法案の採決を強行し、憲法9条・立憲主義・国民主権に違反する法律を成立させたことは、憲政史上の汚点であり、到底許されることなく、強く抗議する。

今回、法律が成立したと言っても、それが憲法違反である以上、法律の効力は無効である。このような無効な法律に基づいて政府が政策を立案・実行していくことは到底許されるものではない。よって、違憲・無効な平和安全法制整備法及び国際平和支援法を、可及的に速やかに廃止するよう強く求めるものである。

2015年9月19日

東京弁護士会会長 伊藤 茂昭

**法律学**

『法教育への招待』大村敦志／商事法務  
『現代法律実務の諸問題平成26年度研修版』  
日本弁護士連合会／第一法規

**外国法**

『東アジア民法学と災害・居住・民族補償 前編』  
吉田邦彦／信山社  
『アメリカ投資顧問法』Haas, Jeffrey J.／弘  
文堂  
『インドビジネス最前線』TMI総合法律事務所  
／商事法務  
『中国語特許明細書を読む。書く。改訂版』雙  
田飛鳥／アイ・エル・エス出版

**憲法**

『世界史の中の日本国憲法』佐藤幸治／左右社  
『検証・安保法案』長谷部恭男／有斐閣  
『Q&A 特定個人情報保護ハンドブック』東京都  
特定個人情報保護実務研究会／ぎょうせい  
『図解マイナンバー法のすべてQ&A』みずほ情  
報総研株式会社／中央経済社  
『平和と人権の誓日本国憲法』吉田善明／敬文  
堂

**選挙法**

『18歳選挙権の手引き』国政情報センター

**行政法**

『判例で学ぶ行政法』宇賀克也／第一法規  
『行政法 第6版1』塩野宏／有斐閣  
『行政手続と行政救済』現代行政法講座編集委  
員会／日本評論社  
『Q&A 行政不服審査法』添田徹郎／有斐閣  
『リフォーム工事の法律相談』犬塚浩／青林書  
院

**税法**

『国際税務ハンドブック 第3版』PwC税理士  
法人／中央経済社  
『保険税務ハンドブック2015年度版』保険毎  
日新聞社／保険毎日新聞社  
『「正当な理由」をめぐる認定判断と税務解釈』  
酒井克彦／清文社  
『必携不動産税務 第3版』鶴野和夫／清文社  
『法人税法平成27年度版』渡辺淑夫／中央経  
済社  
『法人税の理論と実務平成27年度版』山本守  
之／中央経済社  
『組織再編における繰越欠損金の税務詳解 第4  
版』佐藤信祐／中央経済社  
『図解法人税平成27年版』影山武／大蔵財務  
協会  
『図解所得税平成27年版』福田あづさ／大蔵  
財務協会  
『図解譲渡所得平成27年版』中村淳一／大蔵  
財務協会  
『図解グループ法人課税平成27年版』中村慈  
美／大蔵財務協会  
『図解相続税・贈与税平成27年版』中村淳一  
／大蔵財務協会  
『実務家のための消費税実例回答集 10訂版』  
木村剛志／税務研究会出版局  
『要説固定資産税平成27年度版』固定資産税  
務研究会／ぎょうせい

**民法**

『新版注釈民法9物権(4) 改訂版』柚木馨／有  
斐閣  
『新・判例ハンドブック民法総則』河上正二／  
日本評論社  
『実例弁護士が悩む不動産に関する法律相談』  
第一東京弁護士会法律相談運営委員会／日本  
加除出版  
『不貞慰謝料請求の実務』中里和伸／弁護士会  
館ブックセンター出版部LABO  
『遺言法体系 補訂版1』蕪山巖／慈学社出版  
『民事信託活用の実務と書式』山口明／日本評  
論社

**会社法**

『企業不祥事インデックス』竹内朗／商事法務  
『不祥事対応ベストプラクティス』長島・大野・  
常松法律事務所／商事法務  
『役員・従業員の不祥事対応の実務 社外対応・  
再発防止編』尾崎恒康／レクシスネクシス・ジャ  
パン  
『企業不祥事の研究』井上泉／文眞堂  
『従業員不正の防止と事後対応 改訂版』田口安  
克／税務経理協会  
『企業法の現代的課題』上村達男／成文堂  
『同族会社実務大全』辺見紀男／清文社  
『コーポレートガバナンス・コードの読み方・考  
え方』中村直人／商事法務  
『取締役・執行役ハンドブック 第2版』中村直  
人／商事法務  
『最近の粉飾 第6版』井端和男／税務経理協  
会  
『社債法』橋本円／商事法務

**保険法**

『「かん」と「かん保険』佐々木光信／保険毎日  
新聞社

**商業登記法**

『商業登記法入門』神崎満治郎／有斐閣

**刑法**

『大コンメンタル刑法 第3版第3巻第38条  
～第42条』大塚仁／青林書院  
『事例研究刑事法 第2版刑法1』井田良／日本  
評論社  
『事例研究刑事法 第2版刑事訴訟法2』井田  
良／日本評論社  
『実務家のための刑法概説 8訂版』河村博／実  
務法規  
『佐伯千仞著作選集』佐伯千仞／信山社出版  
『刑法総論 第3版』山中敬一／成文堂  
『不正薬物・銃砲の密輸入の動向平成26年版』  
財務省関税局／財務省関税局調査課総括係

**司法制度・司法行政・弁護士法**

『弁護士の周辺学 実務のための税務・会計・登  
記・戸籍の基礎知識』高中正彦／ぎょうせい  
『弁護士研修講座 平成27年度後期』東京弁護  
士会弁護士研修センター運営委員会／東京弁護  
士会弁護士研修センター運営委員会  
『司法試験の問題と解説2015』日本評論社

**訴訟手続法**

『民事訴訟法 第8版』松本博之／弘文堂

『訴状・答弁書・準備書面作成の基礎と実践』  
植草宏一／青林書院  
『要件事実・事実認定ハンドブック』河村浩／  
日本評論社  
『要件事実の基礎 新版裁判官による法的判断の  
構造』伊藤滋夫／有斐閣  
『倒産法を知ろう』野村副司／青林書院  
『Q&A 子どもをめぐる離婚事件実務』相原佳子  
／青林書院  
『刑事訴訟法 第8版』白取祐司／日本評論社  
『基礎から分かる交通事故捜査と過失の認定』  
互敦史／東京法令出版  
『冤罪の戦後史』菅野良司／岩波書店  
『少年法』川出敏裕／有斐閣

**経済産業法**

『東京都屋外広告物条例の解説 改訂16版』東  
京都屋外広告物研究会／大成出版社  
『コンメンタル消費者契約法 第2版増補版』  
日本弁護士連合会消費者問題対策委員会／商  
事法務  
『証券会社の破綻と投資者保護基金』金融商品  
取引法研究会／日本証券経済研究所  
『証券取引被害判例セレクト49』全国証券問  
題研究会／全国証券問題研究会  
『あなたの知らない! クレジットカード社会の真  
実』末藤高義／民法研究会  
『荷為替信用状・スタンバイ信用状各論』橋本  
喜一／九州大学出版会  
『海外の具体的事例から学ぶ腐敗防止対策のプ  
ラクティス』村上康聡／日本加除出版

**知的財産法**

『事業をサポートする知的財産実務マニュアル』  
宮川幸子／中央経済社  
『知的財産紛争の最前線』民法研究会／民法  
法研究会  
『共同研究・開発の契約と実務』中島憲三／民  
事法研究会  
『日中英特許技術用語辞典』立群專利代理事務  
所／経済産業調査会  
『意匠の実務』吉田親司／経済産業調査会  
『商標法 第2次改訂版』平尾正樹／学陽書房

**農事法**

『地理的表示法の解説』内藤恵久／大成出版社

**労働法**

『労働者側＋使用者側Q&A新リストラと労働法』  
水谷英夫／日本加除出版  
『労働基準法の実務相談平成27年度』全国社  
会保険労務士会連合会／中央経済社  
『アメリカ・カナダ・メキシコ・ブラジル駐在員  
の選任・赴任から帰任まで完全ガイド』藤井恵  
／清文社  
『裁判例にみる解雇法理』河本毅／日本法令  
『元労働基準監督官からみた安全配慮義務』榎  
木敬／新日本法規出版

**社会福祉法**

『Q&A ヘルスケア施設の法律と実務』田中周  
／ぎょうせい  
『人生90年時代を高齢者が年金と預金で人間  
らしく生活するには』高野範城／創風社

## 医事法

『出資持分なし』医療法人への移行に関する指南書』安部勝一/税務経理協会

## 環境法

『実務者のための化学物質等法規制便覧2015年版』化学物質等法規制便覧編集委員会/化学工業日報社  
『沿岸域管理法制度論』三浦大介/勁草書房

## 教育法

『教育関係法』荒牧重人/日本評論社  
『裁判所がかとめる幼稚園・保育所の事故防止策』高橋正人/かもかわ出版

## 国際法

『一般国際法秩序の変容』小森光夫/信山社  
『一問一答・国際的な子の連れ去りへの制度的対応』金子修/商事法務  
『法務で使う英文メール』小西かおり/中央経済社  
『注釈ウィーン売買条約最終草案』国際連合国際商取引法委員会/商事法務

## 医学書

『内科医・小児科研修医のための小児救急治療ガイドライン 改訂第3版』市川光太郎/診断と治療社  
『急性腹症診療ガイドライン2015』急性腹症診療ガイドライン出版委員会/医学書院  
『結核診療ガイドライン 改訂第3版』日本結核病学会/南江堂  
『血液専門医テキスト 改訂第2版』日本血液学会/南江堂  
『膀胱癌診療ガイドライン2015年版』日本泌尿器科学会/医学図書出版  
『脊椎骨髄病用語事典 改訂第5版』日本脊椎骨髄病学会/南江堂  
『DSM-5をつかうということ』Paris, Joel/メディカル・サイエンス・インターナショナル  
『ジェネラリストのための高齢者画像診断』小橋由紋子/メディカル・サイエンス・インターナショナル  
『再生医療』日本臨牀社  
『一目瞭然! 画像でみるMRI撮像法』Runge, Val M./メディカル・サイエンス・インターナショナル  
『日常診療のための検査値のみかた』野村文夫/中外医学社  
『非結核性抗酸菌症診療マニュアル』日本結核病学会/医学書院  
『弁護士が斬る医療裁判ケースファイル180』田邊昇/中外医学社  
『見てわかる生化学 第2版』Koolman, Jan/メディカル・サイエンス・インターナショナル  
『学校危機とコンサルテーション』細田真司/新興医学出版社  
『基礎からわかる軽度認知障害(MCI)』島田裕之/医学書院  
『公衆衛生マニュアル2015』柳川洋/南山堂  
『事例で学ぶ一般健診・特殊健診マニュアル 改訂第3版』円藤吟史/宇宙堂八木書店  
『「型」が身につくカルテの書き方』佐藤健太/医学書院  
『DSM-5を使いこなすための臨床精神医学テキ

スト』Black, Donald W./医学書院  
『循環器急性期診療』香坂俊/メディカル・サイエンス・インターナショナル  
『すぐに使えるリウマチ・膠原病診療マニュアル 改訂版』岸本暢将/羊土社  
『ニューロ・ロジック』Pearl, Phillip L./メディカル・サイエンス・インターナショナル  
『フェニチル臨床小児神経学 原著第7版』Piña-Garza, Jesus Eric/エルゼビア・ジャパン  
『ぼくらのアルコール診療』吉本尚/南山堂  
『よくわかる予防接種のキホン』庵原俊昭/中外医学社  
『循環器診療レジデント・ザ・ベーシック』心臓血管研究所附属病院/メジカルビュー社  
『消化管の機能性疾患診療マニュアル』稲森正彦/診断と治療社  
『神経筋の検査と症例診断』秋口一郎/金芳堂  
『腎臓内科ハンドブック』山辺英彰/中外医学社  
『腎臓内科レジデントマニュアル 改訂第7版』今井圓裕/診断と治療社  
『精神・心理機能評価ハンドブック』山内俊雄/中山書店  
『早産児と満期産児のためのデブヴィッツ新生児神経学的評価法 原著第2版』Dubowitz, Lilly M. S./医歯薬出版  
『体液異常と腎臓の病態生理 第3版』Rennke, Helmut G./メディカル・サイエンス・インターナショナル  
『認知症診療に役立つ77のQ&A』川畑信也/南山堂  
『敗血症性ショックの診療戦略』志馬伸朗/医薬ジャーナル社  
『肥満と消化器疾患 第2版』日本消化器病学会/金原出版  
『DSM-5鑑別診断ハンドブック』First, Michael B./医学書院  
『カプラン精神科薬物ハンドブック 第5版』Sadock, Benjamin J./メディカル・サイエンス・インターナショナル  
『臨床検査法提要 改訂第34版』奥村伸生/金原出版  
『新呼吸器専門医テキスト』日本呼吸器学会/南江堂  
『消化性潰瘍診療ガイドライン 改訂第2版2015』日本消化器病学会/南江堂  
『慢性膵炎診療ガイドライン 改訂第2版2015』日本消化器病学会/南江堂  
『骨・関節術後感染予防ガイドライン 改訂第2版2015』日本整形外科学会/南江堂  
『頸椎性脊髄症診療ガイドライン 改訂第2版2015』日本整形外科学会/南江堂  
『死後画像読影ガイドライン2015年版』日本医学放射線学会/金原出版  
『鼠径部ヘルニア診療ガイドライン2015』日本ヘルニア学会/金原出版  
『卵巣がん治療ガイドライン2015年版』日本婦人科腫瘍学会/金原出版  
『膵・消化管神経内分泌腫瘍(NET)診療ガイドライン2015年第1版』日本神経内分泌腫瘍研究会/金原出版  
『形成外科診療ガイドライン1』日本形成外科学会/金原出版  
『形成外科診療ガイドライン2』日本形成外科

学会/金原出版  
『形成外科診療ガイドライン3』日本形成外科学会/金原出版  
『形成外科診療ガイドライン6』日本形成外科学会/金原出版  
『形成外科診療ガイドライン7』日本形成外科学会/金原出版  
『腹腔鏡下消化器外科手術標準手技シリーズ1』北野正剛/メジカルビュー社  
『腹腔鏡下消化器外科手術標準手技シリーズ2』北野正剛/メジカルビュー社  
『腹腔鏡下消化器外科手術標準手技シリーズ4』北野正剛/メジカルビュー社  
『小児科レジデントマニュアル 第3版』安次嶺馨/医学書院  
『呼吸器病レジデントマニュアル 第5版』谷口博之/医学書院  
『レジデントのための感染症診療マニュアル 第3版』青木真/医学書院  
『標準病理学 第5版』北川昌伸/医学書院  
『標準組織学総論 第5版』藤田尚男/医学書院  
『標準薬理学 第7版』飯野正光/医学書院  
『眼科研修ノート 改訂第2版』坪田一男/診断と治療社  
『細胞診ガイドライン 2015年版1』日本臨床細胞学会/金原出版  
『細胞診ガイドライン 2015年版2』日本臨床細胞学会/金原出版  
『細胞診ガイドライン 2015年版4』日本臨床細胞学会/金原出版  
『網膜剥離と極小切開硝子体手術』寺崎浩子/医学書院  
『知っておきたい屈折矯正手術』前田直之/医学書院  
『NEW エッセンシャル腎臓内科学 第2版』富野康日己/医歯薬出版  
『膝・下腿の骨折・外傷の手術』宗田大/メジカルビュー社  
『頸椎・腰椎の後方除圧術』西良浩一/メジカルビュー社  
『今日の診断指針 第7版』金沢一郎/医学書院  
『脳神経外科診療プラクティス5』飯原弘二/文光堂  
『EBM耳鼻咽喉科・頭頸部外科の治療2015-2016 edition』池田勝久/中外医学社  
『手術を要する産婦人科救急』平松祐司/メジカルビュー社  
『年代別アレルギー疾患への対応 全訂新版』五十嵐隆/中山書店  
『最新インスリン療法 改訂第2版』綿田裕孝/中山書店  
『高齢者の周術期管理』澄川耕二/克誠堂出版  
『臨床に役立つ神経障害性痛の理解』井関雅子/文光堂  
『薬事法規・制度・倫理マニュアル 改訂12版』中村健/南山堂  
『南山堂医学大辞典 第20版』南山堂  
『神経内科研修ノート』鈴木則宏/診断と治療社  
『糖尿病研修ノート 改訂第2版』門脇孝/診断と治療社  
『症候性でんかんと自動車運転』豊倉穰/全日本病院出版会  
『そのガン、放置しますか?』大鐘桓彦/ディスカヴァー・トゥエンティワン